

[論説] 『日本三代実録』にみえる五大災害記事の特異性

東北歴史博物館 * 柳澤 和明

Specificity of the Five Component Disaster Articles in "*Nihon Sandai Jitsuroku*" (The True History of Three Reigns of Japan)

Kazuaki YANAGISAWA

Tohoku History Museum, Takasaki 1-22-1, Tagajo City, Miyagi, 985-0862, Japan

"*Nihon Sandai Jitsuroku*" ("The True History of Three Reigns of Japan", from 858 to 887 AD) is the final volume of the *Rikkokushi* (the Six National Histories), covering the period of Emperor Seiwa, Emperor Yozei and Emperor Koko. Emperor Uda, back in the imperial family and ascend the throne following the death of Emperor Koko, ordered to compile the text.

In "*Nihon Sandai Jitsuroku*", descriptions from various provinces data are 484 cases. A breakdown reveals 374(77.3%) in the date of adopted measures, 86(17.8%) in the date of report, 19(3.9%) in the date of occurrence/report and 5(1.0%) in the date of occurrence. The 5 cases, described in the date of occurrence, are 863(fifth year of Jogan) Ecchu and Echigo Earthquake, 869 (eleventh of Jogan) Mutsu Massive Earthquake and Tsunami, 869 (eleventh year of Jogan) Higo Disaster, 878(second year of Gangyo) Kanto Provinces Earthquake and 887(third year of Ninna) Tokai/Tonankai Massive Earthquake and Tsunami. There are commonalities among them. These 5 cases are massive disaster. They are special within the descriptions from various provinces and similar to the descriptions of Heian-kyo (the ancient capital in Kyoto) that described in the date of occurrence.

These description of five massive disaster were affected by various factors that the death of Emperor Koko only after 26 days from 887(third year of Ninna) Tokai/Tonankai Massive Earthquake and Tsunami.

Keywords: "*Nihon Sandai Jitsuroku*", massive disaster, Earthquakes, Emperor Koko, Emperor Uda.

§ 1. はじめに

昨年度末、『東北歴史博物館研究紀要』第 17 号に、「貞観地震・津波の発生時刻、潮汐の影響と記事の特異性に関する一考察」と題する論文(2016a)を発表し、WEB でも PDF を公開した(以下、「前稿」と略称する)。そして、前稿に基づいて、本会の岩手県大槌大会(2016 年 9 月 12 日)でも口頭発表を行った(2016c)。

本稿では、貞観地震・津波記事を含む『日本三代実録』の五大災害記事の特異性について、前稿をもとにさらに考察を深め、論ずることにしたい。

§ 2. 地方諸国関連記事の悉皆調査

『日本三代実録』は、清和・陽成・光孝三代の天皇の治世を記した歴史書で、宇多天皇が寛平四年(892)に編纂を命じ、宇多天皇及び父宇多天皇から譲位された醍醐天皇治政下で編纂作業が進められ、

延喜元年(901)醍醐天皇に撰進された(第 1 図)。

『日本三代実録』での出来事や申請、命令などの記事の記載のあり方を大別すると、二種類あることがわかる。報告・申請・命令者の言行をそのまま引用して記す記載の仕方と、直接引用しない記載の仕方の二者に大別され、前者を「直接話法的表現」、後者を「間接話法的表現」と呼ぶことにする(拙論 2016a)。

『日本三代実録』にみえる地方諸国関連記事を悉皆的に収集し集計すると、貞観地震・津波記事をはじめとする五大災害記事の特異性が鮮明となる。

地方諸国に対する詔・勅、太政官処分など間接話法的記載記事は、基本的には諸国からの報告や申請などに対する対応として出されている。これらも含めて集計した結果を表 1 に示す(ただし、官人の任官記事や地方神の叙位記事などを除外)。

地方諸国からの報告記事は 226 例(直接話法的記載 129 例、間接話法的記載 97 例)、申請記事は

* 〒985-0056 宮城県塩釜市泉ヶ岡 4-7
電子メール: kz282to220yana @ ybb.ne.jp

258 例(直接話法的記載 83 例, 間接話法的記載 484 例), 計 484 例ある。これらは, 報告日(報告到着日・瑞祥献上日)86 例(17.8%), 対応日(詔, 勅, 太政官処分・太政官符・太政官論奏, 下知, 許可, 右大臣宣, 陰陽寮奏, 遣使)374 例(77.3%), 発生日または到着日 19 例(3.9%), 発生日 5 例(1.0%), 計 484 例となる(拙論 2016a)。

地方諸国関連記事は, 対応日に記載されることが一般的である。これに対し, 発生日 5 例はいずれも大災害記事であることが共通する。地方諸国関連記事の中ではきわめて特異であり, 当日に記載することが一般的な中央記事と似ている(拙論 2016a)。

以下, 発生日に記された地方の五大災害記事について, 論ずる。

表1 『日本三代実録』にみえる諸国関連記事
Table.1 Articles related countries in "Nihon Sandai Jitsuroku".

大別	中別	細別	直接話法		間接話法				合計			
			到着日	対応日	到着日	対応日	発生日 or 到着日	発生日				
報告	異変	怪異・災異	10	5		9	4		28	110	226	
		神異	2	1		1			4			
		火山噴火	5	2		3			10			
		大地震	2			5		4	11			
		土砂災害	1						1			
		虫災害	1						1			
		気象災害	1			12		1	14			
		流行病			1				1			
		飢饉				1			1			
		反乱	6	10		2			18			
		俘囚反乱	2	3					5			
		騒擾	1	6		4			11			
		火災						5	5			
	瑞祥	植物	22		1		8		31	59		
		動物	5		11	2	1		19			
		天候	7						7			
	行政	考古遺物			2				2	57		
		産業		2					2			
		外交	6	16		5			27			
		俘囚統治		2		1			3			
		民政		3		4			7			
		国府関連				1			1			
司法			6		7			13				
社寺			2		1			3				
交通						1	1					
申請	行政	産業		1		1		2	258			
		外交		1		2		3				
		軍事		10		5		15				
		財政		31		55		86				
		儀式		1				1				
		民政		4		44		48				
		国府関連		16		28		44				
		郡関連				8		8				
		司法		2				2				
		社寺		15		30		45				
		交通		2		2		4				
合計			71	141	15	233	19	5	484			
			212		272							
	直接話法	間接話法	合計									
報告	129	97	226									
申請	83	175	258									
合計	212	272	484									
		直接話法	間接話法	合計								
		71	15	86								
		141	233	374								
			19	19								
			5	5								
		212	272	484								

※1 拙論(2016a)表2を再掲
 ※2 報告・申請・命令者の報告・申請・命令内容を「」で直接引用する場合を直接話法的表現、「」なしで記載する場合を間接話法的表現とする。
 ※3 同一史料に異なる事象を記載する例もあり, 事例毎に数えたので, 実際の史料数はこれよりもやや少ない。
 ※4 大地震の間接話法・対応日5例は貞観地震。直接話法・到着日2例は貞観10年(866)播磨国大地震, 元慶4年(880)出雲国大地震だが人的被害の記載はない。

§3. 発生日に記された五大災害記事

発生日に記された五大災害記事は, ①貞観五年(863)越中・越後国大地震, ②貞観十一年(869)陸奥国大地震・津波, ③貞観十一年(869)肥後国大風雨・六郡冠水大災害, ④元慶二年(878)関東諸国大地震, ⑤仁和三年(887)五畿内七道諸国大地震・津波の5つである。以下, この順に関連する基礎史料を提示し, 概観する。

なお, 返り点, 句読点は『新訂増補国史大系』に依拠し, 行論の必要上, 史料には適宜英字を付した。

3.1 貞観五年(863)越中・越後国大地震

【史料1】『日本三代実録』『類聚国史』卷百七十一災異部五地震)貞観五年(863)六月十七日戊申条

「十七日戊申。越中・越後等国地大震。陵谷易_レ処, 水泉涌出。壊_レ民廬舎_一, 圧死者衆。自_レ此以後, 每日常震。」

荒井秀紀氏(2013)による書き下し文は, 「十七日戊申。越中・越後等国, 地大いに震ひき。陵谷処を易え, 水泉涌き出で, 民の廬舎を壊し, 圧死せる者衆かりき。此より後, 毎日に常に震ひき。」

本記事より, 貞観五年六月十七日(863年7月6日)に越中・越後国に起きた地震で, 山谷の崩壊を伴う大規模な土砂災害, 液状化現象, 民家の倒壊による多数の圧死者, 活発な余震活動がその後毎日続いたこと, 平安京では有感地震がなかったこと, 発生日に記されていることがうかがえる。津波の発生はないようだが, 被害規模からみておそらくM7以上の大地震と推定される。

この地震に対して, 天譴^{てんけん}を含む災異詔勅は発布されていない。後述のように, 天譴を含む災異詔勅は, 天皇が元服後であった場合に発布される。このとき清和天皇は数え年14歳で, 元服前だった。

天安二年(858)八月二十七日, 父文徳天皇が32歳の若さで急死したことから, 清和天皇は同年十一月七日, 史上初めて幼帝として九歳で即位した。そして, 数え年15歳になった貞観六年(864)正月一日に元服儀を行い, 元服した。元服儀の2日後, 元旦朝賀を行うが, 清和天皇が在位中に行った元旦朝賀はこのときのみであった。元服前は摂政の藤原良房^{よしふさ}が天皇大権を代行したが, 元服後は政務を執るようになった(今正秀2012)。

貞観五年(863)越中・越後国大地震で具体的な対応が史料にみえないのは, 清和天皇が元服前であり, 摂政の藤原良房に天皇大権の代行を委ね, 直接行

使していなかったことと関連するとみられよう。

発掘調査によるこの地震の痕跡については、新潟県和島村八幡林遺跡で9世紀後半頃の地割れ痕跡、新潟県西蒲原郡黒埼町釈迦堂遺跡で新旧2時期の液状化痕跡が検出されている。そして、後者の古い時期が貞観五年(863)越中・越後国大地震、新しい時期が仁和三年(887)五畿内七道諸国大地震に推定されている(高濱信行他 1998)。

3.2 貞観十一年(869)陸奥国地震・津波

【史料2】『日本三代実録』『類聚国史』卷百七十一災異部五地震)貞観十一年(869)五月二十六日癸未条

「a 廿六日癸未、陸奥国地大震動。b 流光如_レ昼隠映。c 頃之、人民叫呼、伏不_レ能_レ起。d 或屋仆_レ压死、或地裂埋_レ殮。e 馬牛駭奔、或相昇踏。f 城郭倉庫、門櫓墻壁、頽落顛覆、不_レ知_レ其数。g 海口哮吼、声似_レ雷霆。h 驚濤涌潮、溯洄漲長、忽至_レ城下。i 去_レ海数十百里、浩々不_レ弁_レ其涯。j 原野道路、惣爲_レ滄溟。k 乘_レ船不_レ遑、登_レ山難_レ及。l 溺死者千許。m 資産苗稼、殆無_レ子遺_レ焉。」

保立道久氏(2012)による書き下し文は、「a 廿六日癸未、陸奥国の地大いに震動す。b 流光昼の如く隠映す。c しばらくし人民叫呼して伏して起きることあたわず。d あるいは屋仆れて压死し、あるいは地裂けて埋殮す。e 馬牛は駭奔し、あるいは互いに昇踏す。f 城郭・倉庫・門・櫓・墻壁、頽落して転覆すること、その数を知らず。g 海口は哮吼し、その声、雷霆に似る。h 驚濤と涌潮と、溯洄し漲長して、たちまちに城下に至る。i 海を去ること数十百里、浩々として其の涯を弁ぜず。j 原野道路、すべて滄溟となる。k 船に乗るとまあらず、山に登るも及びがたし。l 溺死する者千ばかり。m 資産苗稼、ほとんどひとつとして遺ることなし。」

この陸奥国貞観地震・津波は、発生日の貞観十一年五月二十六日(869年7月9日)条に記されている。同時期に編纂された『類聚国史』卷第百七十一災異部五地震にもほぼ同文がある。

この記事をめぐり、①陸奥国からの被害第1報を編纂したものであるとする定説と陸奥国周辺諸国の被害報告も含むとする少数の異説(鈴木琢郎 2013)、②夜間に地震・津波が起きたとする定説と日中に起きたとする少数の異説(斎野裕彦 2012)、③被害記事が実態を示すとする定説と冠水範囲、溺死者数など誇大だとする少数の異説(斎野裕彦 2012)、④津波に襲われた「城下」が陸奥国府域を示すとする定説と陸奥国の支配領域を指すとする少数の異説(鈴木琢郎

2013)がある。

多数説(吉田東伍 1906、今村明恒 1934、今泉隆雄 2011、保立道久 2011・2012、北村優季 2012 他)が有力で、定説となっている。筆者は定説に立ち(拙論 2012)、少数の異説については反論したので参照されたい(拙論 2013c・2016a)。

また、津波被害の拡大には夜間に地震・津波が発生し、潮汐の影響もあったことを論じ、『日本三代実録』では貞観地震・津波記事を含む5つの大災害記事(863越中越後国大地震、869肥後国大風雨災害、878関東諸国大地震、887五畿内七道諸国大地震)が発生日に記され、地方諸国記事として特異な記載であることを明らかにした(拙論 2016a)。

史料2のfには、多賀城の固有名詞は記されないものの、「城郭、倉庫、門、櫓、墻壁」が多数転倒したことが記されている。「墻壁」は築地塀のことで、築地塀を巡らす「城郭」とは、外郭線を築地塀で巡らす陸奥国府多賀城跡を指す。これまでの発掘調査で明らかになっているように、陸奥・出羽国府以外の国府は外郭線を持たないので、この記事が陸奥国府の被害状況を指すことに疑いはない。したがって、津波が押し寄せて千人が溺死した「城下」とは、陸奥国府の「城下」を指していることが史的には明らかである。

本記事は陸奥国からの被害第1報にもとづいて編纂されたとみられ、陸奥国の地震被害(a~f)と津波被害(g~m)に分けて記されている。地震被害は、建物の倒壊による压死者(人数不明)と地割れ被害(d)、多賀城の倉庫・門・櫓・墻壁(築地塀)の多数転倒被害(f)で、津波被害は河川を遡上して多賀城城下に達した津波冠水被害(h)、面積「数十百里」にも及ぶ広範な冠水被害(i)、原野・道路の冠水被害(j)、溺死者約千人(l)、資産・作物の流失(m)であった。

この大地震・津波の発生日、清和天皇は数え年20歳で、陸奥国大地震・津波発生135日後(約3か月半後)の同年十月十三日に災異詔を發布し、復興の理念を表明するとともに具体的な復興施策を指示している。『日本三代実録』より知られる貞観十一年(869)陸奥国巨大地震・津波の被害とその復興は、以下のように要約できる(拙論 2012)。

①貞観地震・津波は、貞観十一年五月二十六日(ユリウス暦 869年7月9日)夜に発生した。人的被害は、溺死者約1,000人、压死者(不明)、地割れに落ち込んだ死者(不明)で、物的被害は家屋の倒壊、多賀城の城郭・倉庫・門・櫓・築地塀の倒壊、原野・道路の広範な浸水、田畠・作物の被害、土地

被害は地割れ、広大な津波浸水被害であった。

- ②被害は陸奥国(福島・宮城・岩手県)で最も甚大だったが、隣国の常陸国(茨城県)などにもあった。
- ③陸奥国内での被害範囲は広範囲で、蝦夷が居住していた大崎・石巻平野以北にも甚大な被害があったことがうかがえる。
- ④被害記事よりみて、貞観地震はM8 クラス、震度 6 強以上と推定される。
- ⑤陸奥国からの被害第一報が都に届いたのは、貞観十一年(869)七月二日(地震発生 35 日後)～九月七日(地震発生 98 日後)と遅く、被害が甚大であったことを示唆する。
- ⑥政府は九月七日、陸奥国に巨大地震・津波が発生した 98 日後、正使 1 名(左衛門権佐兼因幡国権介紀春枝、副使 2 名(判官・主典各 1 名)からなる「検陸奥国地震使」を派遣した。この派遣以降、矢継ぎ早に以下の復興施策を実施した。

- a. 同年十月十三日清和天皇詔＝災異思想に基づく復興理念の表明と具体的な復興施策(使者の派遣、被害者への賑恤、死者の埋葬、被災者の租・調免除、鰥寡孤独で自立できない者の手厚い救済)の表明。
- b. 陸奥国の復興人事＝翌十二年(870)正月二十五日、軍事官僚・小野春枝の陸奥介(直後に権守)、弟春風の対馬守同時補任。
- c. 神仏と諸陵墓への祈願＝同年十月二十三日～翌十二年(870)二月十五日。紫宸殿における大般若経の転読。陸奥国荊田嶺神に授位。伊勢神宮以下石清水神社、神功皇后の韓半島遠征伝承と縁の深い諸社〔八幡大菩薩宮(宇佐八幡宮)、香椎廟、宗像大神、甘南備神〕、神功皇后・祖父仁明・父文徳天皇陵墓、諸山陵墓、五畿七道諸国諸神への奉幣。
- d. 貞観十二年(870)九月十五日、新羅海賊十人の陸奥国移配と新羅系造瓦技術の伝習。
- e. 貞観十八年(876)十一月二十六日、清和天皇の譲位。皇太子(次の陽成天皇)が自分の即位した年齢と同じ 9 歳になるのを待ち、自らの譲位によって相次いだ国家的災異を鎮静化させようという究極の復興施策。

本災害についての史料的・考古学的検討は、拙論(2012, 2013a～e, 2016a・b, 2017)を参照されたい。

3.3 貞観十一年(869)肥後国大風雨・6 郡冠水災害 発生日に記された史料 3 とこれに対する災異勅の

史料 4 が根本史料である。

【史料 3】『日本三代実録』貞観十一年(869)七月十四日庚午条

「a 十四日庚午。風雨。b 是日、肥後国大風雨。c 飛瓦拔樹、官舎民居転倒者多。人畜压死不可勝計。d 潮水漲溢、漂没六郡。e 水退之後、搜括官物、十失五六焉。f 自海至山、其間田園數百里、陷而為海。」。

保立道久氏(2012)による書き下し文は、「a 十四日庚午。風雨。b この日、肥後国、大風雨。c 瓦を飛ばし、樹を抜き、官舎・民居、転倒するもの多く、人畜の圧死するもの、勝てて計ふべからず。d 潮水、漲ぎり溢ふれ、六郡漂没す。e 水退ぞくの後、官物を搜り括ふに、十に五六を失ふ。f 海より山に至る其間の田園數百里、陥ちて海となる。」。

この肥後国大風雨・6 郡冠水大災害は、発生日である貞観十一年七月十四日(869年8月25日)に記されたことが明白である。大型台風による高潮を伴う大風雨災害とみられ(b・d)、官・民とも建物多数が転倒し(c)、六郡では海から山に至る數百里もの面積が高潮により冠水したこと(d・f)が知られる。同日には平安京でも風雨があった(a)ので、肥後国だけではなく、西日本の広範囲に風雨があった可能性がある。

この肥後国大風雨・6 郡冠水大災害は、陸奥国大地震・津波から 47 日後に起きた。発生から 98 日後(約 3 ヶ月余り後)の十月二十三日に、清和天皇は天命思想に基づいた災異勅(史料 4)を出して、自らの不徳がこの災害を招いたとして、被災者への穀物支給、圧死者の手厚い埋葬などを大宰府に命じた。

『和名類聚抄』国郡部によれば、肥後国は 14 郡(玉名・山鹿・菊池・阿蘇・合志・山本・飽田・詫麻・益城・宇土・八代・天草・葦北・球磨)からなる(京都大学文学部国語学国文学研究室編 1968)。

14 郡のうち、飽田・益城・宇土・八代・天草・葦北の 6 郡が海に面していることから、これら 6 郡が高潮被害のあった 6 郡とみられる。記事に官舎の転倒が多数あったと記されていることから、益城郡に置かれた肥後国府を含め、これら 6 郡の郡家も被害を受け、建物が転倒したということになる。

【史料 4】『日本三代実録』貞観十一年(869)十月二十三日丁未条

「a 廿三日丁未。延六十僧於紫宸殿、転読大般若経。限三日訖。b 是日、勅曰、妖不自作、其来有由。靈譴不虛。必応糝政。c 如聞、肥後国迅雨成暴。坎徳為災、田園以之淹傷、里落由

其蕩尽。d 夫一物失所。思切納隍。千里分憂。寄歸牧宰。e 疑是皇猷猶鬱。吏化乖宜方失心。致此變異歟。f 昔周郊偃苗。感罪己而弭患。漢朝壞室。拋修德以攘災。g 前事不忘。取鑒在此。h 宜下施以德政。救彼凋殘。i 令下大宰府。其被災尤甚者。以遠年稻穀四千斛。周給之。勉加存恤。勿令失。j 又壞垣毀屋之下。所有殘屍亂骸。早加收埋。不令暴露。」

武田祐吉・佐藤健三氏(2009)を参考にした書き下し文は、「a 廿三日丁未。六十の僧を紫震殿に延き、大般若経を転読せしめ、三日を限りて訖りき。b 是の日、勅に曰はく、妖は自ら作らず、其の来るや由あり。霊譴は虚しからず、必ず糝政に応ふ。c 聞くならく、肥後国、迅雨(激しく降る雨)、暴を成し、坎徳(水徳、謙虚の徳)、災いを為して、田園以に淹傷し、里落(村落、『後漢・淳于恭伝』)、其に由りて蕩尽(残らず使い果たす)しと。d 夫れ一物も所を失へば、思納隍よりも切に、千里憂を分ち、帰を牧宰(国司の唐名)に寄す。e 疑ふらくは是、皇猷(天子のはかりごと、『隋・牛弘伝』、『懷風・序』)猶鬱り、吏化宜しきに乖り(そむき)、方に毗心(人心)を失ひて、此の變異を致せるか。f 昔周郊の偃苗(伏せた苗)、己を罪せしに感じて患いを弭め、漢朝の壞室(壞室)、徳を修めしに拋りて災いを攘ひき(攘災=災害を払い除く)。g 前事を忘れず、鑒(鑑)を取ること此に在り。h 宜しく徳政を以て施し、彼の凋殘(草木がしおれる、枯れて傷む、『杜甫・廢畦詩』)を救うべし。i 大宰府に令して其の災害を被るに尤も甚しき者には、遠年の稻穀四千斛を以て之に周く給ひ、勉めて存恤を加へて、職を失わしむることなかれ。j 又壞垣・毀屋の下、有る所の殘屍・亂骸は早く收埋を加へて(埋葬し)、曝露せしむべからず。」

この災異勅には、「迅雨(激しく降る雨)、暴を成し」(c)とある。肥後国からの被害報告にもとづき、政府はこの災害を大暴雨災害とみている。圧死者も肥後国からの被害第一報を記した史料3のcにもみえ、地震ではなく、大暴風雨によって転倒した建物の下敷きになった死者であることが明らかである。

しかし、保立道久氏(2011・2012)、荒井秀紀氏(2013)は、この約5か月後に出された伊勢神宮以下諸社告文(『日本三代実録』貞観十一年十二月十四日丁酉条、同年十二月廿九日壬子条、翌年二月十五日丁酉条)に、「肥後国尔地震風水乃災有天」とあることなどから、この災害について地震と台風との複合災害であると論じている。

この保立氏、荒井氏の見解については §5 で詳しく

検討するが、認めることはできない。

3.4 元慶二年(878)関東諸国大地震

発生日に記された史料6、及びこの地震とその後の火災で破損・焼失した相模国分寺の造像申請記事の史料7が基本史料である。

【史料6】『日本三代実録』(『類聚国史』卷百七十一災異部五地震)元慶二年(878)九月二十九日辛酉条

「a 廿九日辛酉、夜地震。b 是日、関東諸国地大震裂。c 相模・武蔵特為尤甚。d 其後五六日、振動未止。e 公私屋舍、一無全者。f 或地窪陷、往還不通。g 百姓压死不可勝記。」

保立道久氏(2012)による書き下し文は、「a 廿九日辛酉、夜、地震す。b この日、関東諸国の地、大いに震裂す。c 相模・武蔵は特にもつともはなはだしとなす。d その後、五六日も、震動いまだ止まず、e 公私の屋舎は一つとして全きものなし。f あるいは地の窪陷して、往還通ぜず、g 百姓の压死すること勝げて記すべからず。」

史料6より、この日夜に平安京で有感地震があるとともに(a)、同時刻に関東諸国で大地震があり(b)、相模・武蔵国で最も被害が大き(c)、その後5~6日間余震活動が活発だったこと(d)、公私の建物が多数倒壊し(e)、土地も陥没して往還ができなくなり(f)、公民多数が压死したこと(g)が知られる。

史料6のbにみえる「関東」は、六国史の中では他に2例ある(『続日本紀』天平十二年(740)十月廿六日条、同天平宝字元年(757)十二月九日条)。周知のように、奈良・平安時代における「関東」は、現在の関東地方を指すのではなく、「三関」以東の地域を指す。「三関」とは伊勢国鈴鹿関、美濃国不破関、越前国愛発関(平安時代初期以降は愛発関に代えて近江国逢坂関)を総称し呼んだ名称で、天皇やそれに準じる人の没時や叛乱の勃発時に固関使が発せられ、三関を閉鎖して警護が固められた(仁藤智子2000)。

また、今の関東地方は奈良・平安時代には「坂東」と呼ばれた(『続日本紀』神亀元年(724)四月十四日条、同天平宝字元年(757)閏八月廿七日条、同天平宝字二年(758)十二月八日条、同天平宝字三年(759)九月廿七日条、同同年十一月九日条、同神護景雲三年(769)二月十七日条、同宝龜五年(774)八月二日条、同宝龜十一年(780)五月十四日条、同同年七月廿二日条、同延暦二年(783)四月十五日条、同同年四月十九日条、同同年六月六日条、同延暦七年(788)三月三日条、同同年十二月七日条、同延

暦九年(790)十月廿一日条,同同年十一月廿七日条,同延暦十年(791)十一月三日条,『続日本後紀』承和二年(835)三月十六日条,同嘉祥元年(848)十一月三日条]。

したがって,元慶二年(878)関東諸国大地震は,「三関」以東の地域,すなわち現在の関東地方にのみ起きた地震ではなく,現在の近畿・中部・関東地方に起きた大地震で,そのうち相模国(神奈川県)と武蔵国(東京都・埼玉県・神奈川県の一部)に大被害があった大地震ということになる。

この元慶二年(878)関東諸国大地震は,『理科年表 平成 28 年』(国立天文台編 2015)では M7.4 と推定されている。また,この大地震の噴砂等の痕跡について,発掘調査で考慮されているが,確定には至っていないようである(田中広明 2012)。

また,ボーリング調査の結果から,この元慶二年(878)関東諸国大地震は神奈川県中部の伊勢原断層の活動によるものと推定されている(松田時彦他 1988)。そして,伊勢原断層周辺の遺跡発掘調査では,歴史地震に伴う被害や地変及び液状化跡等が多数知られているが,本断層との関連を示す直接的な証拠は不明確とされている(地震調査研究推進本部 2004)。

なお,この元慶二年(878)関東諸国大地震に際して,陽成天皇は災異詔勅を發布していない。これは,陽成天皇は当時 11 歳で,元服前であったことに関連するとみられる(陽成天皇は 15 歳で元服)。また,元慶四年十月十四日(880 年 11 月 19 日)に起きた出雲国大地震(同年十月 27 日丁未条)でも陽成天皇は元服前の 13 歳で,災異詔勅を發布していない。災異詔勅に関わる諸問題については,§4 で検討する。

【史料 7】『日本三代実録』元慶五年(881)十月三日戊寅条

「a 三日戊寅,相模国言。b 国分寺金色薬師丈六像一体,挟侍菩薩像二体,元慶三年九月廿九日,遭地震-,皆悉摧破,其後失火烧損。c 望請改_レ造,以修_レ御願-。d 又依_レ太政官去貞観十五年七月廿八日符-,以_レ漢河寺-,為_レ国分尼寺-。e 而同日地震,堂舎頽壞。請仍旧以_レ本尼寺-,為_レ国分尼寺-。f 詔并許_レ之。」。

書き下し文は,「a 三日戊寅,相模国言す。b 国分寺金色薬師丈六像一体,挟侍菩薩像二体,元慶三年九月廿九日,地震に遭いて,皆悉く摧破し(打ち砕かれ),其の後失火烧損す。c 望み請ふらくは造り改め,以て御願を修せむ。d 又,太政官の去る貞観十五年

(873)七月廿八日符に依り,漢河寺を以て,国分尼寺と為す。e 而して同日地震,堂舎頽壞す。請いにより旧の本尼寺を以て国分尼寺となさんと。f 詔して并びに之を許す。」

この記事では,元慶三年(879)九月廿九日の地震で相模国国分寺の仏像 3 体が破損し,その後の失火で焼失したこと(b)から,国分寺の修造を相模国が申請し(c),漢河寺へ移転していた国分尼寺(d)の元の国分尼寺への再移転申請(e)とともに許可されている(e)。元慶三年九月廿九日の地震は,史料にはない。元慶二年(878)九月廿九日の関東諸国大地震(史料 6)で相模・武蔵の被害が最も甚だしいと記され,この記事は被害の大きかった相模国分寺の被害を記している。このことから,b の「元慶三年」は「元慶二年」の誤写とみられる。

この記事に基づき,漢河寺の被災と元の国分尼寺への再移転が指摘されている(浅井希 2014)。

相模国分寺跡の発掘調査では,9 世紀代の新旧 2 時期の火災が検出され,古い時期の火災が弘仁十年(819)の火災(『類聚国史』卷第七十三災異部七火,弘仁十年二月十九日条「丁卯。相模国金光明寺災。」,同同年八月二十九日条「甲戌。遠江・相模・飛騨三国国分寺災」),新しい時期の火災が元慶二年(878)関東諸国大地震直後の火災と推定されている(菱沼一憲 1997)。そして,発掘調査成果によれば,相模国分寺の主要堂塔は二度目の火災後に再建されていないことから,史料 7 で申請された仏像をどこに安置したのか不明とされている(大岡実 1991)。

3.5 仁和三年(887)五畿内七道諸国大地震・津波

光孝天皇晩年の仁和三年八月三十日の発生日記事(史料 8)と,これに対する宇多天皇による翌仁和四年(888)災異詔(史料 9)がある。

【史料 8】『日本三代実録』(『類聚国史』卷百七十一災異部五地震)仁和三年(887)七月三十日辛丑条

「a 卅日辛丑。申時,地大震動。b 経_レ歴数剋-,震猶不_レ止。c 天皇出_レ仁寿殿-,御_レ紫宸殿南庭-。d 命_レ大蔵省-,立_レ七丈幄二-,為_レ御在所-。e 諸司倉屋及東西京廬舎,往往転覆,压殺者衆。f 或有_レ失神頓死者-。g 亥時又震三度。h 五畿内七道諸国,同日大震。i 官舎多損,海潮漲_レ陸,溺死者不_レ可_レ勝計-。j 其中摂津国尤甚。k 夜中東西有_レ声,如_レ雷者-。」。

書き下し文は,「a 卅日辛丑。申の時,地大いに震動す。b 数剋を経歴すれども,震なお止まず。c 天皇

仁寿殿を出で、紫宸殿の南庭に御す。d 大蔵省に命じて、七丈の幄(テント)二つを立て御在所と為す。e 諸司倉屋及び東西京の廬舎、往往にして転覆す。f 圧殺の者衆く、或いは失神・頓死する者あり。g 亥の時、また震三度なり。h 五畿内・七道諸国、同日大いに震ふ。i 官舎多く損し、海潮陸に漲り、溺死せる者勝げて計うべからず。j 其中、摂津国尤も甚し。k 夜中に東西に声有り。雷の如きは二なり。」

この記事は、平安京での地震の様子とその被害(a~g・k)、五畿内・七道諸国での地震の様子とその被害(h~j)を、発生日の仁和三年(887)七月三十日(887年8月26日)に書き分けている。

この日、平安京では申時(午後3~5時)に大地震があり(a)、数剋(約10時間)もの間、地震が止まなかった(b)。平安宮・平安京内官司の建物、平安京の民家が多数転倒し(e)、圧死者、頓死者が多数あった(f)。亥刻(午後9~11時)にも3回の余震があった(g)。同日、五畿内七道諸国にも大地震があり(h)、官舎多数転倒し、津波が発生して数えきれないほど多くの溺死者があり(i)、摂津国の被害が最も大きかった(j)と記されている。この記事より、地震発生日に記されていることが明白である(a・h)。

地震学者の石橋克彦氏(1999・2000・2014)は、この記事と仁和四年(888)五月二十八日宇多天皇災異詔(『類聚三代格』巻十七赦除事、史料9)より、連動型の東海・南海巨大地震と推定されている。

静岡県磐田市元袋遺跡ではこの頃の津波堆積物が検出され、東海地震の連動が指摘されている(藤原治他2013)。『理科年表 平成28年』ではM8.0~8.5と推定している。西日本から中部地方にかけ、広範囲の諸国が大被害を受けたことはまちがいない。

この仁和三年(887)五畿内七道諸国大地震・津波から26日後、光孝天皇は崩御する(同年八月二十六日条)。心労のあまりの崩御とみられ、崩御までの間に取った災害対応は、災害発生18日後に紫宸殿・大極殿で行った災異祓い、豊年記念の千僧供のみであった(同年八月十八日条)。

具体的な対応は光孝天皇の跡を継いだ宇多天皇が執った。宇多天皇が災異詔を發布したのは、この巨大地震・津波が発生してから実に323日後の翌仁和四年(888)五月二十八日のことだった。

【史料9】『類聚三代格』巻十七赦除事 仁和四年(888)五月二十八日宇多天皇災異詔

「a 詔。b 陶均庶類、本資覆載之功。司牧黎元、実頼皇王之化。c 故枯在容、大舜之憂勞

弥切、駢胝成病、伯禹之利導(『政事要略』では「道」)既深。d 伏惟、「勞」(ほぼ同文の載る『政事要略』巻60交代雜事 損不堪佃田、同日詔にはない)先帝陛下、敬授人時、欽若天道、脩五紀之宜、考六官之化。e 將令陰陽無爽。災變不生、積紅腐於京坻、駟蒼生於富寿。f 然而数鍾恒「得輒」(『政事要略』にはない)会、理帰冥期。g 予占震動、晏嬰雖候其星芒、既遭懷哀、伊堯猶艱其昏蟄。h 去年七月卅日、坤徳失静、地震成災。i 八月廿日、亦有大風洪水之沴。j 前後遭重害者卅有余国。k 或海水泛溢、人民帰魚鼈之国、或邑野陷没、廡宇變蛟龍之家。l 呼嗟猪澤之功未成、象耕之期奄至。m 顧念辺氓、誠軫中懷。n 朕忝以薄徳丕承洪基、内纏陟之慟、多惕臨谷之危。o 重今月八日、信濃国山頽河溢、唐突六郡。p 城廬弘地而流漂、戸口随波而没溺。q 百姓何事(『政事要略』にはない)辜、頻罹此禍。r 徒發疾(『政事要略』では「沉」)首之歎、宜降援手之恩。s 故分遣使者、t 就存慰撫、宜下詳加実賑勤施優恤。u 其被災尤甚者、勿輸今年租調。v 所在開倉賑貸、給其生業。w 若有屍骸未斂者、官為埋葬。x 播此洪沢之美、協朕納隍之心。y 主者施行。z 仁和四年五月廿八日」。

書き下し文は、「a 詔すらく。b 庶類を陶均する(王者が天下をよく統治すること)は本より覆載の功(天地の恩)に資る。黎元(人民)を司牧する(養い治めること)は、実に皇王之化による。c 故に枯腊に容在り、大舜の憂勞はいよいよ切にして、駢胝(たこ)病と成り、伯禹(夏王朝の始祖、禹)の利導(道)は既に深し。d 伏して惟んみるに、先帝陛下(光孝天皇)敬んで人時を授かり(『尚書』堯典:「欽若昊天(つつしんで昊天にしたがう、広大な天を敬う・順う)、敬授人時」、「歴象日月星辰、敬授人時」)、欽んで天道に若い、五紀(歳月を秩序づける五つのもの=歳・月・日・星辰・暦数の五つ)の宜を脩め、六官の化を考す。※唐玄宗の開元五年(717)十月十八日詔には、「王者欽若天道率由時、令考六官之化循五紀之法。故得災害不生休徴沍委。」(『四庫全書』史部 政書類)とあり、これに依拠した詔とみられる。e 將に陰陽爽わざれば災變生ぜず、紅腐を京坻に積み、蒼生(人民)を富寿に駟かしめんとす。f 然るに数鍾「得輒」(『政事要略』にはない)会を鍾き、理は冥期に帰する。g 予め震動を占うに、晏嬰(『史記』管晏列伝、齊の名宰相、その星芒(彗星)を候す(観測する)といえども、既に懷哀に遭し、伊堯(中国神話上の聖人君主の堯(姓は伊祁)か?)なお昏蟄(暗い穴倉)に艱す(悩む)。h 去年の七月卅日、坤徳(大

地が万物を育てる力、後漢の李尤・漏刻銘)、静を失し、地震いて災を成す。i 八月廿日、また大風洪水の滲(災い)あり。j 前後重害に遭うもの三十有余国あり。k あるいは海水泛滥し、人民は魚鼈(魚とスッポン、魚類の総称、『孟子』梁惠王章句上)の国に帰し(溺死したことの婉曲表現)、あるいは邑野陥没して、廨宇(役所の建物)は蛟龍(中国の伝説上のみずちと龍、『中庸』;水中に住む竜の一種、『莊子』)の家が変わる(土地陥没による役所の壊滅的被害の婉曲表現)。l 呼嗟(悲嘆の声)、猪澤の功いまだ成らず。象耕の期、奄(たちまち)至る。m 辺氓(人民)を顧念し(気にかへ)、誠に中懐を軫す(天子がきめ細やかに心配する)。n 朕、忝く薄徳を以て洪基(帝王の事業)を丕承し(立派に受け継ぐこと)、内には岵(草木の茂る山)に陟るの働を纏い、多くは谷を臨むの危きを惕れる。o 重ねて今月八日、信濃国、山頽れ河溢れ、六郡を唐突す。p 城廬(官衙・民家)地を払い流漂し、戸口波に随いて没溺す。q 百姓何の辜(罪)ありてか、頻りにこの禍に罹かる。r 徒らに首を疚(沈)ましむるの嘆を發す。宜しく手を援くるの恩を降すべし。s 故に使者を分遣し、t 就いては慰撫を存せしめ、宜しく詳らかに実覈(事実を調べること)を加え、勤めて優恤(手厚く恵み、いたわること)を施すべし。u その災を被るに尤も甚だしき者には、今年の租調を輸すこと勿れ。v 所在の倉を開き賑貸し、その生業を給え。w 若し屍骸未だ歛めざるは、官、埋葬せよ。x この洪沢(大きな恩恵)の美を播き、朕の隍を納むるの心を協わせよ。y 主者施行せよ。z 仁和四年五月廿八日。

この詔には、先帝光孝天皇の晩年、仁和三年七月三十日(887年8月26日)に起きた五畿内七道諸国巨大地震・津波(h・j・k)、その20日後の同年八月二十日(887年9月11日)に起きた大風雨・洪水災害(i)、光孝天皇の急死によって即位してまもない宇多天皇治政下に起きた翌仁和四年五月八日(888年6月20日)の信濃国千曲川大洪水(o)の3災害が記され、その対策(s~y)が命じられている。

仁和三年七月三十日(887年8月26日)五畿内七道諸国巨大地震・津波については、kの記載が注目される。ここには津波で住民多数が溺死したこと、地殻変動による土地陥没で諸国の役所(国府・郡家・駅家等)が壊滅的な被害を受けたことが比喩的に表現されている。想像を絶するような大災害であったことがうかがえる。

これら3つの大災害に対する具体的な被害対策は、後段に記され、被害諸国に対する使者の個別派遣(s)、慰撫と被害の実態調査(t)、被災者の租調免除

(u)、不動倉からの稻貸与(v)、被害諸国による公的な死者の埋葬(w)が命じられている。これらは大規模な災害に対して発布された災異詔勅に一般的にみられる対応であった。

仁和三年八月二十日(887年9月11日)の大風雨・洪水災害については、以下の史料がある。

【史料 10】『日本三代実録』仁和三年(887)八月廿日辛酉条

「a 廿日辛酉。自卯及酉、大風雨。拔樹発屋。東西京中、居人廬舎、転倒甚多、被压殺者衆矣。b 内膳司桧皮葺屋転仆。c 采女一人宿其中、邂逅危害。時人奇之。d 鴨水葛野河、洪波汎溢、人馬不通。」。

書き下し文は、「a 廿日辛酉。卯より酉に及びて、大風雨あり。樹を抜き屋を発き、東西の京中の居人の廬舎、転倒するもの甚だ多く、压殺せらるる者衆し。b 内膳司の桧皮葺屋転仆す。c 采女一人その中に宿り、邂逅害を免れき。時の人、之を奇とす。d 鴨水、葛野河の洪波汎溢して、人馬通ぜず。」で、平安京での大風雨による多数の家屋転倒・压死者被害(a・b)、鴨川・葛野川の河川汎濫(d)を記している。

この史料10には諸国からの被害は記されていない。しかし、仁和四年(888)五月二十八日詔(史料9)に「j 前後遭重害者卅有余国。」(前後重害に遭うもの三十有余国あり。)とあることから、仁和三年七月三十日(887年8月26日)五畿内七道諸国巨大地震・津波で被災し、かつ同年八月二十日(887年9月11日)の大風雨・洪水によっても被災した諸国が「三十有余国」であったことが知られる。被害規模が広範に及ぶことからみて、八月二十日の大風雨・洪水被害は、大型台風による広域災害とみてよいだろう。

当時の五畿内・七道諸国を併せた国数は、66か国で、他に嶋が2つある(表2)。この二つの大災害に遭った「三十有余国」とは、史料8に「五畿内七道諸国、同日大震。」とあるので、畿内・七道毎に複数の被災国があり、それは全国66か国の半数近くにのぼったということになる。地震規模が巨大で、台風も大型であったことがうかがえる。平安京、摂津国の他、全国広範に地震・津波被害があり、大型台風広域被害もあることから、西日本を中心とした被害とみられる。

川尻秋生氏(2008)は、この仁和三年(887)五畿内七道諸国巨大地震・津波地震後の国司補任を検討し、最も被害の大きいと記された摂津国に権介、伊予守に平安京造営に功績のあった和気清麻呂の子孫、和気彝範、大宰大弐に良吏として名高い藤原保則を任

表2 畿内・七道諸国一覧

Table.2 List of provinces near capital and seven prefectures.

大別	国数	細別	国数	国名
畿内	5か国		5か国	山城国・大和国・河内国・和泉国・摂津国
東海道	15か国	近国	4か国	伊賀国・伊勢国・志摩国・尾張国・参河国
		中国	3か国	遠江国・駿河国・伊豆国・甲斐国
		遠国	6か国	相模国・武蔵国・安房国・上総国・下総国・常陸国
東山道	8か国	近国	2か国	近江国・美濃国
		中国	2か国	飛騨国・信濃国
		遠国	4か国	上野国・下野国・陸奥国・出羽国
北陸道	7か国	近国	1か国	若狭国
		中国	4か国	越前国・加賀国・能登国・越中国
		遠国	2か国	越後国・佐渡国
山陰道	8か国	近国	4か国	丹波国・丹後国・但馬国・因幡国
		中国	2か国	伯耆国・出雲国
		遠国	2か国	石見国・隠岐国
山陽道	8か国	近国	3か国	播磨国・美作国・備前国
		中国	2か国	備中国・備後国
		遠国	3か国	安藝国・周防国・長門国
南海道	6か国	近国	2か国	紀伊国・淡路国
		中国	2か国	阿波国・讃岐国
		遠国	2か国	伊豫国・土左(土佐)国
西海道	11か国	遠国	9か国	筑前国・筑後国・豊前国・豊後国・肥前国・肥後国・日向国・大隅国・薩摩国・壹伎(岩岐)嶋・対馬嶋
			2嶋	
合計	66か国	2嶋		

※ 『和名類聚抄』巻第五 国郡部第五、『延喜式』巻第廿二 民部式上にもとづき集計

命していることから、「摂津国のほか、四国西部から九州にかけての被害が大きかったことがわかる」と指摘している。

したがって、石橋克彦氏(1999・2000・2014)が論じたように、仁和三年七月三十日(887年8月26日)五畿内七道諸国巨大地震・津波は、連動型の東海・南海巨大地震とみられ、同時に八ヶ岳が山体崩壊して天然巨大ダム湖が形成され、翌仁和四年五月八日(888年6月20日)に天然巨大ダム湖が決壊、千曲川流域の6郡が大洪水となったということになる。

仁和三年(887)地震と翌仁和四年(888)信濃国大洪水については『扶桑略記』に、仁和四年(888)信濃国大洪水については『日本紀略』にも記事がある。

【史料11】『扶桑略記』仁和三年(887)七月卅日条

「a 卅日辛丑、申時、地大震、数刻不_レ止。 b 天皇出_レ仁寿殿、御_レ紫宸殿南庭。 c 命_レ大蔵省、立_レ七丈幄_二為_レ御在所。 d 諸司倉屋及東西京廬舎、往往転覆、压殺者衆。或有_レ失神頓死者。 e 同日亥時、又震三度。 f 五畿七道諸国同日大振。 g 官舎多損、海潮漲_レ陸、溺死者不_レ可_レ勝計。 h 其中摂津国尤甚。 i 信乃国、大山頽崩、巨河溢流、六郡城廬地漂流、牛馬男女流死成_レ丘。」

書き下し文は、「a 卅日辛丑。申時、地大いに震動して数刻止まず。 b 天皇仁寿殿を出で、紫宸殿の南庭に御す。 c 大蔵省に命じて、七丈の幄(テント)二つを立て、御在所となす。 d 諸司の倉屋及び東西京の廬舎、往往転覆し、压殺さる者衆く、或いは失神・頓死する者あり。 e 亥時、また震三度。 f 五畿・七道諸国、同日大いに振う。 g 官舎多く損し、海潮陸に漲り、溺死せる者勝てて計うべからず。 h 其中、摂津国尤も

甚し。 i 信乃国、大山頽崩、巨河溢流して、六郡城廬(官衙・民家)地を払いて流漂し、牛馬・男女流死して丘と成る。」

史料8とはほぼ同文の仁和三年七月三十日(887年8月26日)五畿内七道諸国巨大地震・津波被害に続けて、翌年五月八日(888年6月20日)に起きた信濃国の土石流・河川氾濫をこれと同日に起きた災害とし、併せて略記している。転記の誤謬のある記事だが、これらを一連の災害として捉えていたことがわかる。

【史料12】『日本紀略』仁和四年(888)五月八日条

「五月八日。信濃国大水。山崩河溢。」

書き下し文は、「五月八日、信濃国大水ありて、山頽_レ河溢る。」

宇多天皇が仁和四年(888)五月二十八日災異詔(史料9)を發布する20日前、仁和四年五月八日(888年6月20日)には、信濃国で山が崩れて大洪水となり、6郡が水害に遭うという大災害が起きていたことが史料9・12より知られる。仁和四年五月八日(888年6月20日)に水害を被った6郡とは、後述の考古学的成果や大月川岩屑なだれの分布状況からみて、千曲川流域の6郡とみられる。

『和名類聚抄』巻第五国郡部第五、『延喜式』巻第廿二民部式上によれば、信濃国は伊那、諏訪、筑摩、安曇、更級、水内、高井、埴科、小県、佐久の10郡からなる。千曲川流域の6郡は、更級、水内、高井、埴科、小県、佐久の6郡である。これら6郡が水害を被ったということになる。

これと関連するとみられる洪水砂層は地質学的な調査で明らかにされてきたが、千曲川流域の10遺跡の発掘調査でも、この天然ダム湖が決壊時に形成されたとみられる9世紀後半頃の洪水砂層が検出されている(原明芳2012, 柳澤亮2013)。この洪水砂層の最大層厚は、上流部の佐久市砂原遺跡で2m、中流部の長野市篠ノ井遺跡群で30cmとなる。洪水砂層が検出された10遺跡は、今のところ下流は善光寺平南端までである。古代の郡域では佐久・更級・埴科郡の3郡にあたり、より下流の水内・高井郡域や中流の小県郡域では未検出である。また、天然ダム湖に関わる大月川岩屑なだれ堆積物の形成年代は、ヒノキの年輪年代により887年と確定した(光谷拓実2000)。

こうした地質学的な調査成果や考古学的な調査成果、年輪年代測定の結果から、この千曲川流域における9世紀後半の大洪水については、仁和三年七月三十日(887年8月26日)の東海-南海巨大地震で八ヶ岳が崩落して、巨大ダム湖が形成され、それが翌年

五月八日になって天然ダム湖が決壊し、千曲川流域一帯が大被害となったとする石橋克彦氏の仮説(石橋克彦 1999・2000)が裏付けられ、この天然ダム湖はわが国最大規模の 5.8 億m³と推定されている(森俊勇・坂口哲夫・井上公夫 2011, 井上公夫 2010)。

史料 9・11 に記された水害による被災規模も真実を記したものとみてよく、その被害も甚大であったことがうかがえる。こうしたことも千曲川大洪水から 20 日後の仁和四年(888)五月二十八日宇多天皇災異詔(史料 9)の発布につながったものとみられる。

【史料 13】『日本紀略』仁和四年(888)五月十五日条

「a 五月十五日詔。b 被_レ水災_一者、勿_レ輸_一今年租調_一。c 所在倉賑貸、経_レ其生産_一。d 若有_レ屍未_レ斂者、為_レ埋葬_一。」

書き下し文は、「a 五月十五日辛亥、詔りす。b 水災を被る者は今年の租調を輸すなかれ。c 所在の倉を賑貸し、その生産を経めよ。d もし屍の未だ斂めざるは、埋葬をなせ。」

この詔では対象が明示されていないが、『類聚三代格』所収の仁和四年(888)五月二十八日宇多天皇詔(史料 9)の後半と同じ内容であることから、日付は異なるものの、同年五月八日に起きた千曲川洪水を対象に発布された詔であることがわかる。ただし、六郡に被害を及ぼした千曲川水害は五月八日に発生した大規模水害なので、この報告は遅れた可能性が高く、五月十五日にその対策を命じた災異詔発布となったとは考えにくい。史料 9 の内容と一部重複することからみて、『日本紀略』編纂時の錯誤の可能性が高い。

§ 4. 災異詔勅とその特徴

貞観地震・津波史料を検討した拙論(2012)では、大地震や大風雨災害で大被害が起きた際、天皇が 20 歳以上であった場合に、災異思想(天命思想、天人相関思想、天譴論)に基づいて災異詔勅が発布され、火山災害には発布されないとした。

六国史には災異詔勅が数多く残されている。本稿では災異詔勅を改めて集成し(表 3-1・2・3)、再検討した。その結果、大地震や大風雨災害の際には災異詔勅が発布され、火山災害の際には発布されないとした見解は改める必要がないものの、天皇が 20 歳以上の場合に発布されるとした見解については再検討する必要があること、災異詔勅には天譴を含むものと含まないものがあり、天譴は人に対して発布される災異詔勅にのみ記され、神社に奉幣する宣命体の告文(詔)などには天譴が記されないため、両者を区別す

る必要があることがわかった。

清和天皇以前の天皇はいずれも成人しており、年齢については問題ない。六国史の天皇で、幼帝として即位したのは、清和天皇と陽成天皇のみである。陽成天皇と六国史以降の天皇は災異詔勅を出していないので、検討の対象外である。したがって、災異詔勅と年齢との関係について検討する必要があるのは、清和天皇のみである。

清和天皇は貞観三年(861)、12 歳の時、旱害に対する災異詔を発布したが、京近郊七社に奉幣した告文なので、除外される(表 3-2, No.59)。そして、数え年 15 歳の時、貞観六年(864)富士山噴火・溶岩流流下に際して災異勅を報告到着から 11 日後と早いうちに発布している(表 3-2, No.60)。これは天譴を含まず、火山災害なので検討の対象外である。

貞観六年十月三日(864 年 11 月 6 日)肥後国阿蘇郡神靈池異変に対しては、同年十二月二十六日の大宰府奏上から 128 日後、貞観七年(865)二月十日に天譴を記した災異詔を清和天皇が発布した(表 3-2, No.61)。これは阿蘇山カルデラの沸騰という火山活動だが、大宰府奏上に亀卜で水疫・兵疫の前兆と報告されたように、災害の予兆として認識されていた。

清和天皇は貞観六年(864)正月一日、数え年 15 歳で元服し、清和天皇はこの時は元服後だった。

したがって、天譴を記した災異詔勅は、元服後の天皇が発布したことがわかる。

次に災異の種類と災異詔勅との関係(表 3-3)をみると、地震は災異詔に限定され、その他の気象災害、飢饉、疾疫、怪異、天文異変などは災異詔と災異勅の両者があることが知られる。

本稿で対象とした五大災害は、①貞観五年(863)越中・越後国大地震、②貞観十一年(869)陸奥国大地震・津波、③貞観十一年(869)肥後国大風雨・六郡冠水大災害、④元慶二年(878)関東諸国大地震、⑤仁和三年(887)五畿内七道諸国大地震・津波の 5 つである。このうち、②・④・⑤の地震がすべて災異詔で、③の貞観十一年(869)肥後国大風雨・六郡冠水大災害のみが災異勅となっている(表 3-2・3)。

なお、①の貞観五年(863)越中・越後国大地震が起きた時には、清和天皇は数え年 14 歳で、15 歳の元服前だったので、災異詔勅は発布されなかった。

以上より、貞観十一年(869)肥後国大災害が災異勅として発布され、災異詔として発布されていないことは、これが地震ではないことの傍証となる。

表 3-1 災異詔勅と災害発生日からの経過日数、天皇の年齢（1）

Table 3-1 Imperial edicts after natural disaster, duration of feeding period, and the age of an emperor.

No.	地震等災害名	天皇	天皇 数年	発生前(和暦)	発生前 (ユリウス暦)	災害の記載	災異詔勅の発付日	天誦	発生日から の経過日数	所収
1	養老四～五年(720～721) 反乱・水害・旱害・地震等	元正	41～ 42歳	養老四～五年	720～ 721年	発生日	養老五年二月十七日詔	○		『続日本紀』、『類聚国史』巻第171 災異部 5 地震
2	養老五年(721) 水害・旱害・凶作・飢饉	元正	42歳	養老五年	721年	勅発付日	養老五年三月七日勅	×		『続日本紀』、『類聚国史』巻第171 災異部 7 凶年
3	養老六年(722) 旱害	元正	43歳	養老六年	722年	詔発付日	養老六年七月七日詔	○		『続日本紀』
4	神亀二年(725) 天文異変、地震	聖武	25歳	神亀二年	725年	詔発付日	神亀二年九月二十二日詔	○		『続日本紀』
5	神亀四年(727) 災異	聖武	27歳	神亀四年	727年	勅発付日	神亀四年二月二十一日勅	○		『続日本紀』
6	天平六年(734) 畿内・七道諸国大地震 (M7.0～7.5)	聖武	34歳	天平六年四月七日	734年5月 18日	発生日	天平六年四月十七日詔 天平六年四月二十一日詔	○	10日後 14日後	『続日本紀』、『類聚国史』巻第171 災異部 5 地震
7	天平七年(735) 災異(凶作・疫病)	聖武	35歳	天平七年	735年	勅発付日	天平七年五月二十三日勅	○		『続日本紀』、『類聚国史』巻第173 災異部 7 凶年、同前疾病
8	天平九年(737) 百姓・官人多数死亡 (飢饉)	聖武	37歳	天平九年	737年	詔発付日	天平九年八月十三日詔	○		『続日本紀』、『類聚国史』巻第173 災異部 7 凶年
9	天平宝字二年(758) 三合歳前年 (水旱・疫病の除災)	淳仁	26歳	天平宝字二年	758年	勅発付日	天平宝字二年八月十八日勅	×		『続日本紀』、『類聚国史』巻第173 災異部 7 三合歳
10	天平宝字五～八年(761～764) 飢饉	淳仁	28～ 32歳	天平宝字五～七年	761～ 763年	勅以前記事	天平宝字七年正月十五日勅	×		『続日本紀』、『類聚国史』巻第173 災異部 7 凶年
11	天平神護元年(765) 飢饉	称徳	48歳	天平神護元年	765年	勅以前記事	天平神護元年三月二日勅	×		『続日本紀』、『類聚国史』巻第173 災異部 7 凶年
12	宝亀元年(770) 疫病	称徳	53歳	宝亀元年	770年	勅以前記事	宝亀元年七月十五日勅	○		『続日本紀』
13	宝亀三～四年(772～773) 災異 (大暴風雨、水旱害、飢饉)	光仁	64～ 65歳	宝亀三～四年	772～ 773年	勅発付日他	宝亀四年四月十七日勅	○		『続日本紀』
14	宝亀五年(774) 諸国疫流行	光仁	66歳	宝亀五年	774年	勅発付日	宝亀五年四月十一日勅	×		『続日本紀』
15	延暦九年(790) 畿内疫飢饉	桓武	54歳	延暦九年	790年	勅以前記事	延暦九年九月十三日詔	○		『続日本紀』
16	延暦十五年(796) 肥後国阿蘇郡神靈池 怪異	桓武	60歳	延暦十五年	796年		延暦十五年七月二十二日詔			『日本後紀』
17	延暦十六年(797) 大和国平群郡、河内国 高安郡長雨に伴う山崩れ・土石流災害	桓武	61歳	延暦十六年	797年		延暦十六年六月二十八日詔			『日本後紀』 (平安京造営、田租免除の特例)
18	大同元年(806) 年長雨・水害	平城	33歳	大同元年	806年		大同元年八月三日詔	○		『日本後紀』
19	大同元年(806) 不作(伊賀・紀伊・淡路)	平城	33歳	大同元年	806年		大同元年十一月六日勅	×		『日本後紀』
20	大同三年(808) 疫病流行・京内死体埋葬	平城	35歳	大同三年	808年		大同三年正月十三日勅	×		『日本後紀』
21	大同三年(808) 諸国疫病流行・道路放置 死体埋葬	平城	35歳	大同三年	808年		大同三年二月四日勅	×		『類聚国史』巻第173 災異部 7 疾病 (『日本後紀』 逸文)
22	大同元年(806) 水害～大同三年(808) 疫病流行	平城	33～ 35歳	大同元年～大同三年	806～ 808年		大同三年五月五日勅	×		『日本後紀』
23	大同元年(806)～大同三年(808) 畿内・ 七道諸国飢饉・疫病流行	平城	33～ 35歳	大同元年～大同三年	806～ 808年	詔以前記事	大同三年五月十日詔	○		『日本後紀』、『類聚国史』巻第173 災異部 7 疾病
24	弘仁二年(811) 諸国疫病、旱害	嵯峨	26歳	弘仁二年	811年	詔以前記事	弘仁二年五月二十一日勅	×		『日本後紀』
25	弘仁二年(811)～弘仁四年(813) 諸国飢饉(安易な賑給請願禁止)	嵯峨	26～ 28歳	弘仁二～四年	811～ 813年	詔以前記事	弘仁四年五月二十五日勅	×		『類聚国史』巻第173 災異部 7 疾病 (『日本後紀』 逸文)
26	弘仁二年(811)～弘仁五年(814) 畿内、近江・丹波国旱害	嵯峨	26～ 29歳	弘仁二～五年	811～ 814年	詔以前記事	弘仁五年七月二十五日勅	○		『日本後紀』
27	弘仁六年(815) 平安京・畿内洪水	嵯峨	30歳	弘仁六年	815年		弘仁六年七月二十五日詔	○		『日本後紀』
28	弘仁八年(817)～弘仁九年(818) 旱害 (京内路上餓死者埋葬)	嵯峨	32～ 33歳	弘仁八～九年	817～ 818年		弘仁九年四月二十三日詔	○		『日本後紀』(『日本後紀』 逸文)
29	弘仁九年(818) 相摸・武蔵・下総・常陸・上 野・下野国大地震、土石流災害 (M7.5以上)	嵯峨	33歳	弘仁九年七月某日	818年	発生日? 報告日?	弘仁九年八月十九日詔 弘仁九年九月十日詔	○	19-47日後 40-68日後	『類聚国史』巻第171 災異部 5 地震 (『日本後紀』 逸文)
30	弘仁十年(819) 山城・美濃・若狭・能登・ 出雲国飢饉	嵯峨	34歳	弘仁十年	819年		弘仁十年三月二日勅	○		『類聚国史』巻第84 貸借 (『日本後紀』 逸文)
31	弘仁十年(819)～弘仁十一年(820) 諸国不作・飢饉	嵯峨	35歳	弘仁十～十一年	819～ 820年		弘仁十一年四月九日詔	○		『類聚国史』巻第83 正税、巻第84 貸借・免官物 (『日本後紀』)
32	弘仁十二年(821) 河内・山城・摂津国 長雨・河川氾濫	嵯峨	36歳	弘仁十二年	821年		弘仁十二年十月二十四日詔	○		『類聚国史』巻第31 天旱行幸、 巻第83・免租税 (『日本後紀』)
33	弘仁十三年(822) 旱魃	嵯峨	37歳	弘仁十三年	822年		弘仁十三年六月六日詔	×		『類聚国史』巻第33 服御、 (『日本後紀』) (『日本後紀』 逸文)
34	弘仁十四年(823) 旱害・疫疾	淳和	38歳	弘仁十四年	823年		弘仁十四年十二月四日詔	○		『類聚国史』巻第71 元旦朝賀、 (『日本後紀』) (『日本後紀』 逸文)
35	天長二年(825) 諸国疫病流行、肥後国阿 蘇郡神靈池怪異	淳和	40歳	天長二年	825年	発生日	天長二年四月七日詔	○		『類聚国史』巻第173 災異部 7 疾病 (『日本後紀』 逸文)
36	天長四年(827) 平安京群発地震 (M6.5～7.0)	淳和	42歳	天長四年七月十二日 ～天長五年六月	827年8月 11日～828 年		天長五年七月二十九日詔 天長五年八月十八日 桓武天皇降告文	○		『類聚国史』巻第171 災異部 5 地震 (『日本後紀』 逸文)
37	天長六年(829) 諸国疫病流行	淳和	44歳	天長六年	829年		天長六年四月十七日勅			『類聚国史』巻第173 災異部 7 疾病、 巻第187 度者
38	天長七年(830) 出羽国秋田大地震 (M7.0～7.5)	淳和	45歳	天長七年正月三日 辰刻	830年1月 30日8時頃	馴伝奏 到着日	天長七年四月二十五日詔	○	110日後	『類聚国史』巻第171 災異部 5 地震 (『日本後紀』 逸文)
39	天長八年(831) 不作～天長九年(832) 飢饉・旱害・疫病流行・火災	淳和	46～ 47歳	天長八～九年	831～ 832年		天長九年五月十八日勅	×		『類聚国史』巻第173 災異部 7 凶年 (『日本後紀』 逸文)
40	天長十年(833) 畿内・七道諸国飢饉・疫 病流行	仁明	24歳	天長十年	833年		天長十年五月二十八日詔 天長十年六月九日詔	○		『続日本後紀』、『類聚国史』巻 第173 災異部 7 疾病
41	天長十年(833) 洪水・大風災害	仁明	24歳	天長十年	833年		天長十年閏七月一日勅	×		『続日本後紀』
42	承和二年(835) 全国疫病流行	仁明	26歳	承和二年	835年		承和二年四月三日勅	×		『続日本後紀』、『類聚国史』巻 第173 災異部 7 疾病
43	承和二～三年(835～836) 雷雨・水害・ 疫病	仁明	26～ 27歳	承和二～三年	835～ 836年		承和三年五月九日勅	×		『続日本後紀』
44	承和三年(836) 諸国疫病流行	仁明	27歳	承和三年	836年		承和三年七月十六日勅	×		『続日本後紀』、『類聚国史』巻 第173 災異部 7 疾病
45	承和四年(837) 諸国疫病流行	仁明	28歳	承和四年	837年		承和四年五月二十一日勅 承和四年六月二十一日勅 承和五年四月七日勅	×		『続日本後紀』 『続日本後紀』 『続日本後紀』
46	承和六年(839) 旱害・飢饉	仁明	30歳	承和六年	839年		承和七年二月二十六日勅	○		『続日本後紀』
47	承和七年(840) 旱害	仁明	31歳	承和七年	840年		承和七年四月二十五日勅	×		『続日本後紀』
48	承和六年(839) 飢饉、承和七年(840) 疫病・不作	仁明	30～ 31歳	承和六～七年	839～ 840年		承和七年六月十三日勅 承和七年六月十六日詔 承和七年六月二十八日勅	×		『続日本後紀』 『続日本後紀』 『続日本後紀』

表 3-2 災異詔勅と災害発生日からの経過日数、天皇の年齢（2）

Table.3-2 Imperial edicts after natural disaster, duration of feeding period, and the age of an emperor.

No.	地震等災害名	天皇	天皇 数	発生日(和暦)	発生日 (ユリウス暦)	災害の記載	災異詔勅の発付日	天誅	発生日から の経過日数	所収
49	承和八年(841) 肥後国阿蘇郡神蓋池異変(旱害・疫病の前兆と亀卜)	仁明	32歳	承和八年	841年		承和八年三月二十八日詔	○		『続日本後紀』
50	承和八年(841) 伊豆国大地震(M7.0)	仁明	32歳	承和八年五月三日以前	841年5月26日以前	宣命発布	承和八年五月三日詔(神功皇后陵告文)	×	85~138日後	『続日本後紀』
							承和八年六月二十二日詔(伊勢神宮告文)	×		『続日本後紀』
							承和八年七月五日詔	○		『続日本後紀』、『類聚国史』巻第171 災異部5 地震
51	承和九年(842) 旱害	仁明	33歳	承和九年三月	842年	勅発付以前	承和九年三月十一日勅 承和九年三月十五日勅	×		『続日本後紀』
52	承和九年(842) 疫病流行	仁明	33歳	承和九年五月	842年	勅発付以前	承和九年五月二十七日勅	×		『続日本後紀』
53	承和九年(842) 疫病流行	仁明	33歳	承和九年	842年	勅発付以前	承和十年正月八日勅	×		『続日本後紀』
54	承和十年(843) 旱害・飢饉	仁明	34歳	承和十年	843年	勅発付以前	承和十年十月十八日詔	○		『続日本後紀』
55	嘉祥三年(850) 出羽国庄内大地震(M7.0)	文徳	24歳	嘉祥三年十月十六日以前	850年11月23日以前	報告到着	嘉祥三年十一月二十三日詔	○	61日後前後	『日本文徳天皇実録』、『類聚国史』巻第171 災異部5 地震
56	仁寿元年(851) 長雨	文徳	25歳	仁寿元年	851年		仁寿元年六月三日伊勢神宮・貴茂・松尾・乙訓社奉幣告文	×		『日本文徳天皇実録』
57	仁寿元年(851) 水害	文徳	25歳	仁寿元年	851年		仁寿元年八月十四日詔	○		『日本文徳天皇実録』
58	仁寿三年(853) 痘瘡流行	文徳	27歳	仁寿三年	853年		仁寿三年四月二十六日詔	○		『日本文徳天皇実録』、『類聚国史』巻第173 災異部7 疾疫
59	貞観三年(861) 旱害	清和	12歳	貞観三年	861年		貞観三年五月十五日近京七社奉幣告文	×		『日本三代実録』
60	貞観六年(864) 富士山噴火・清岩流下※貞観六年正月一日、15歳で元服	清和	15歳	貞観六年七月	864年	報告到着(七月十二日)	貞観六年七月二十七日勅	×	報告受領10日後	『日本三代実録』
61	貞観六年(864) 肥後国阿蘇郡神蓋池異変(阿蘇山火山活動)	清和	16歳	貞観六年十月三日夜	864年11月6日夜	前年十二月二十六日大宰府奏上	貞観七年二月十日詔	○	127日後	『日本三代実録』、『類聚国史』巻第11 神祇部11 祈禱上
62	貞観八年(866) 閏三月十日夜応天門火災(応天門の変)、物権、旱害	清和	17歳	貞観八年閏三月十日夜	866年4月28日夜	発生日	貞観八年四月十四日勅 貞観八年七月六日伊勢神宮奉幣告文 貞観八年八月十八日諸山陵奉幣告文 貞観八年九月二十五日柏原(桓武)・深草(仁明)山陵奉幣告文	×	33日後 113日後 155日後 192日後	『日本三代実録』、『類聚国史』巻第11 神祇部11 祈禱上 『日本三代実録』
63	貞観八年(866) 十一月怪異	清和	17歳	貞観八年十一月一~十七日	866年12月11~27日	勅発付日	貞観八年十一月十七日勅	×	17日以内	『日本三代実録』、『類聚国史』巻第11 神祇部11 祈禱上
64	貞観九年(867) 四月霖雨	清和	18歳	貞観九年四月一~二十九日	867年5月8~6月5日	貞観九年四月是月条	貞観九年五月三日畿内諸神告文	×	3~31日後	『日本三代実録』
65	貞観九年(867) 天文変・地理妖	清和	18歳	貞観九年十一月一日日食	867年11月30日	同年十一月十三日条	貞観九年十一月二十九日勅	×	28日後	『日本三代実録』、『類聚国史』巻第11 神祇部11 祈禱上
66	貞観十年(868) 播磨国大地震	清和	19歳	貞観十年七月八日	868年7月30日	同年七月十五日条	貞観十年閏十二月十日 広田・生田社奉幣告文	×	180日後	『日本三代実録』、『類聚国史』巻第11 神祇部11 祈禱上
67	貞観十一年(869) 陸奥国大地震・津波	清和	20歳	貞観十一年五月二十六日	869年7月9日	発生日	貞観十一年十月十三日詔	○	134日後	『日本三代実録』、『類聚国史』巻第171 災異部5 地震
68	貞観十一年(869) 旱害	清和	20歳	貞観十一年	869年		貞観十一年六月十七日伊勢神宮奉幣告文 同年六月二十六日勅	×		『日本三代実録』
69	貞観十一年(869) 肥後国大風雨災害	清和	20歳	貞観十一年七月十四日	869年8月25日	発生日	貞観十一年十月二十三日勅	○		『日本三代実録』
70	貞観十一年(869) 新羅海賊討伐強奪事件、大宰府の大鳥怪異、肥後国大風雨(地震)災害、陸奥国大地震・津波	清和	20歳	貞観十一年	869年	告文以前記事	貞観十一年十二月十四日伊勢神宮奉幣告文 貞観十一年十二月二十九日石清水神社奉幣告文	×		『日本三代実録』
		清和	21歳	貞観十一年	869年	告文以前記事	貞観十二年二月十五日八幡大菩薩宮他奉幣告文	×		『日本三代実録』
71	貞観十一年(869) 大宰府の大鳥怪異	清和	21歳	貞観十一年五月	869年	勅以前記事	貞観十二年二月十二日勅	×		『日本三代実録』
72	貞観十二年(870) 五月以来の霖雨	清和	21歳	貞観十二年五月	870年	告文	貞観十二年六月十日賀茂・貴布禰社奉幣告文 六月十日告文 貞観十二年六月二十二日賀茂・別雷社奉幣告文	×		『日本三代実録』 『日本三代実録』
73	貞観十五年(873) 雨雹(啓徴)	清和	24歳	貞観十五年四月二十七日	873年5月27日	発生日	貞観十五年五月九日賀茂神社奉幣告文	×		『日本三代実録』
74	貞観十八年(876) 謙位までの国家的災害	清和	27歳			勅以前	貞観十八年十一月二十九日謙位詔	×		『日本三代実録』
75	仁和三年(887) 畿内七道諸国大地震・津波(M8.0~8.5)	光孝	58歳	仁和三年七月三十日申時	887年8月26日14~17時	発生日	仁和四年五月二十八日詔(宇多天皇詔)	○	323日後	『類聚三代格』巻17 赦除事、『政事要略』巻第60 交替雑事20 損不堪佃田事
76	仁和四年(888) 信濃国八ヶ岳崩壊・千曲川大洪水	宇多	22歳	仁和四年五月八日	888年6月20日	災異詔にのみ記載	仁和四年五月二十八日詔	○	20日後	『類聚三代格』巻17 赦除事、『政事要略』巻第60 交替雑事20 損不堪佃田事

表 3-3 災害の種類と災異詔勅

Table.3-3 Kind of disasters and Imperial edicts after natural disaster.

災害種別	対応	例数	事例 No.	災害種別	対応	例数	事例 No.
地震	詔	10	No.6・29・36・38・50・55・66・67・75・76	疫病・怪異	詔	1	No.35
地震・気象災害	詔	2	No.1・70	飢饉	詔	2	No.8・31
気象災害	詔	14	No.3・18・26~28・32・33・56・57・59・64・68・72・73	怪異	勅	5	No.10・11・19・25・30
	勅	7	No.2・26・41・47・51・68・69		詔	3	No.16・49・61
気象災害・飢饉	詔	1	No.54		勅	2	No.63・71
	勅	2	No.13・46	天文異変・地震	詔	1	No.4
気象災害・疫病(疫病)	詔	2	No.24・34	天文異変・地理妖	勅	1	No.65
疫病(疫病)	詔	2	No.40・58	火山噴火	勅	1	No.60
	勅	13	No.12・14・20~22・37・40・42~45・52・53	土石流	詔	1	No.17
疫病(疫病)・飢饉	詔	2	No.15・23	事件・物権・気象災害	勅	1	No.62
	勅	3	No.7・39・48	三合歳	勅	1	No.9

§ 5. 貞観十一年(869)肥後国災害の理解

前述したように、貞観十一年七月十四日(869年8月25日)に発生した肥後国大災害については、大型台風・高潮による大風雨・6郡冠水災害と一般にみられている。私見も同様である。

ところが、保立道久氏(2011・2012)、荒井秀紀氏(2013)は地震と台風との複合災害とみて、保立氏は「肥後地震」と呼んでいる。このことについては、拙論(2012)で詳細に反論し、地震とみることはできないと論じた。

その後、保立道久氏は2016年5月7日のブログ『保立道久の研究雑記』「火山地震 111 八・九世紀の肥後地震と大地動乱の時代」でも、これが地震と台風の複合災害である、と論じられている。

保立氏、荒井氏が肥後国災害を地震と台風の複合災害とみた根拠は、次の伊勢大神宮奉幣告文のbに「肥後国尔地震風水乃災有天」とあることによる。

【史料 14】『日本三代実録』貞観十一年(869)十二月十四日丁酉条(伊勢大神宮奉幣告文)。

「十四日丁酉、遣_レ使者於伊勢大神宮_ニ奉幣。告文曰、(中略)a 去六月以来、大宰府度々言上_{多良}、新羅賊舟二艘筑前国那珂郡乃荒津尔到来天豊前国乃貢調船乃絹綿乎掠奪天逃退_{多利}。又、斥楼兵庫等上尔、依_レ有_二大鳥之恠_一天ト求尔、隣国乃兵革之事可_レ在止、ト申利。b 又肥後国尔地震風水乃災有天、舍宅悉仆顛利、人民多流亡_{多利}。如_レ此之災比古来未_レ聞止、故老等毛申止言上_{多利}。c 然間尔、陸奥国又異常_{多利}地震之災言上_{多利}。d 自余国々毛、又頗有_二件災_一止言上_{多利}。(後略)」。

武田祐吉・佐藤健三氏(2009)による書き下し文は、「十四日丁酉、使者を伊勢大神宮に遣りて奉幣せしめき。告文に曰ひけらく、(中略)a去ぬる六月以来、大宰府度々言上したらく、新羅の賊の舟二艘、筑前国那珂郡の荒津に到来りて、豊前国の貢調船の絹綿を掠め奪ひて逃退たり。又、斥楼兵庫等上に大鳥の恠有るに依りて、トへ求ぎしに隣国の兵革の事在るべしとトへ申せり。b 又、肥後国に地震・風水の災有りて、舍宅悉く仆れ顛り、人民多く流れ亡せたり。此の如き災ひ、古来未だ聞かずと、故老等も申すと言上したり。c 然る間に、陸奥国に又常に異なる地震の災言上したり。d 自余の国々も、又頗る件の災い有りと言上したり。(後略)」。

伊勢大神宮奉幣告文とその後相次いだ諸社奉幣告文はほぼ同文で、a 新羅の海賊来襲、大宰府兵庫に

起きた大鳥の恠が隣国(新羅)との戦の予兆と亀筮に出たと大宰府がたびたび言上してきたこと、b 七月十四日の肥後国「地震風水乃災」(暴風雨災害)、c 五月二十六日の陸奥国大地震や d 他の諸国にも起きた災害を報告し、皇大神(天照大神)が日本国内の諸神を率いて新羅の侵攻計画を未然に防止し、仮に兵船が来襲しても日本国内に入れずに沈没させることを祈願するとともに、夷俘の反乱、国内の戦や盗賊、風水害・旱害、疫病・飢饉など、国家の大禍と百姓の深憂を未然に防ぎ、皇位が安定するよう祈願し、貞観地震・津波被害、肥後国災害など諸々の災害や予兆に供えたものであった(拙論 2012)。

肥後国災害を地震と風水害との複合災害とみる保立道久氏の見解については、以下の5点の理由から「台風や集中豪雨による大暴風雨災害とみた方がよいと思われる」と、貞観地震・津波を史料的に検討した拙論(2012)ですでに論じた。

- ①天平十六年(744)肥後国地震と125年しか間をおかず、これに近接しすぎている。
 - ②地震学者が地震とみることに疑問視している(宇佐見龍夫 2003、渡邊偉夫 1985)。
 - ③この災害が発生した七月十四日(8月25日)は、台風の発生・接近・上陸数の最も多い月にあたる。
 - ④被害第一報(史料 3)では「大風雨」、同年十月二十三日丁未条の清和天皇災異勅(史料 4)では「肥後国迅雨成暴」、同年十二月十七日庚子条では「肥後国風水」と、いずれも暴風雨災害としている。
 - ⑤肥後国災害について「地震」と記した伊勢神宮告文とそれを引き写した諸社告文は、陸奥国地震との先後も取り違え、錯誤の可能性がある。
- 再検討したところ、この災害を地震と風水害との複合災害とみることはできないとする私見をさらに補強できた。この他、新たに付け加える理由として、⑥『類聚国史』巻第七十一災異部五地震には、五大災害のうち貞観五年(863)越中・越後国大地震、貞観十一年(869)陸奥国巨大地震・津波、元慶二年(878)関東諸国大地震、仁和三年(887)五畿内七道諸国巨大地震・津波については掲載されているのに対し、この貞観十一年(869)七月十四日肥後国大風雨災害のみが掲載されていないことがあげられる。

『西宮記』(源高明が撰述した10世紀の有職故実・儀式書)「臨時六 侍中事」「奉公の輩が設け備うべき文書」には、政務実践を目的とした目録が列挙され、その「諸雑事」には『類聚国史』二百巻が挙げられ、

「日本記(マ)より始まり、仁和の雑事に至るまで遺漏有るなし」と註記されている(遠藤慶太 2006)。

『日本三代実録』と『類聚国史』は菅原道真が中心となつてほぼ同時期に編纂された(遠藤慶太 2006)。このすぐ後の『西宮記』に『類聚国史』の編纂が遺漏なしと記載されているように、同時期に同じ編者が遺漏なく編纂した『類聚国史』巻第百七十一災異部五地震に、この貞観十一年(869)七月十四日肥後国大風雨災害が掲載されていないことは、これが地震ではなかったことを端的に示す決定的な証拠となる。

また前述したように、⑦『日本三代実録』における五大災害記事のうち、肥後国大災害のみ災異勅で発布され、他の3つの大地震が災異詔で発布されていることも傍証として挙げられる。

また、⑧気象庁も台風による高潮災害の最初の記録として古くより位置付けていた(日下部正雄 1960)。

§ 6. 発生日記載の五大災害記事の特異性と要因

6.1 発生日記載の五大災害記事の特異性

このように、『日本三代実録』で発生日に記された諸国報告記事は5例にすぎないが、このうち4例が大地震、1例が大風雨災害であり、いずれも大規模災害であることが共通している。そして「圧死せる者衆おほかりき」(史料1)、「溺死者千ばかり」(史料2)、「人畜の圧死するもの、勝あげて計かぞふべからず。」(史料3)、「百姓の圧死すること勝あげて記すべからず。」(史料6)、「圧殺おほさる者衆し」、「海潮陸に漲り、溺死せる者勝あげて計かぞうべからず。」(史料8)と、正確な人数が記されない程多くの被災者があつたことも共通する。

一方、『日本三代実録』には平安京や畿内での被災者人数は具体的に記されている例が多い。平安京河川氾濫では、貞観十三年(871)閏八月十一日条に東京35家138人、西京630家3,995人水損、貞観十六年(873)九月七日条には3,159家損失、大和国旱害・飢饉では元慶二年(878)五月八日条に78,810人に賑給、紀伊国府雷雨・落雷被害では、元慶二年(878)九月二十八日条に「(中略)権掾口在宗姉一人、女子一人、掾紀利永妻一人、女子一人、従男女各一人、合六人圧死。掾利永男女一人、国掌漢人貞魚合三人震死。(後略)」と記されている。

このように、被災者数の記載は地方と中央とは異なつていたのである(拙論 2016a)。

また、平安宮・平安京に起きた出来事や天皇の治績、各組織から出された命令、奏上などは、当該日

に記載されている(拙論 2016a)。

諸国報告記事のうち、五大災害記事についてはこれに準じた記載となっている点が特徴的である。

6.2 五大災害記事が発生日に記載された要因

前記5つの大災害について、発生日に記されるという異例な記載方法が取られたのは、仁和三年(887)七月三十日の五畿内七道諸国大地震(史料8)から1カ月もたない同年八月二十六日の光孝天皇崩御と関連する、と以下のように考えている。

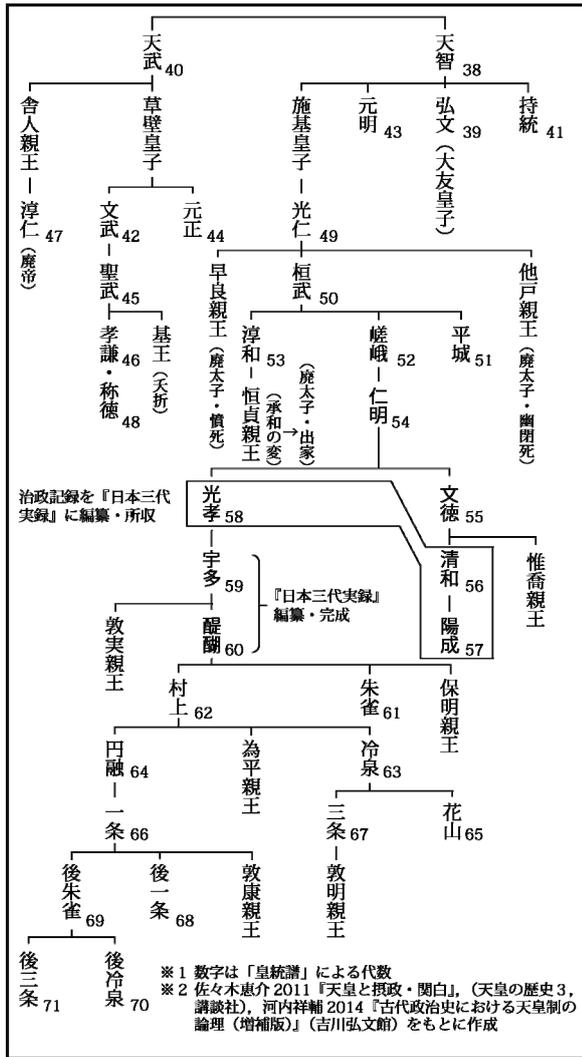
光孝天皇の崩御との関連性について論ずる前に、陽成天皇の退位から光孝天皇の即位に至る異常事態について説明する必要がある。

元慶七年(883)十一月十日、清涼殿で陽成天皇の乳兄弟の源益まさが撲殺された。『日本三代実録』は「禁省事を秘して、外人知ること無し」と記すが、陽成天皇がこの殺人事件の被疑者もとつねとみなされ、元慶八年(884)二月四日、藤原基経により退位に追い込まれた(和田英松 1921, 保立道久 1996, 遠藤慶太 2006, 瀧浪貞子 2009, 今正秀 2013, 河内祥輔 2014, 吉江崇 2015 他)。即位直後の光孝天皇が藤原基経の執政を要請した『日本三代実録』元慶八年(884)六月五日条の宣命に、天子を廢した宰相である殷いんの伊尹、漢の霍光をひきあいに出していることから、廢位と当時から認識されていたことがわかり、真相は廢位に近い状況であつたと指摘されている(遠藤慶太 2006)。

同時代史料ではないが、九条兼実の『玉葉』承安二年(1172)十一月二十日条には、「陽成院は暴悪無双、二月祈年祭以前、自ら抜刀して人を殺害すと云々。かくの如き事に依りて、昭宣公(藤原基経)天子(陽成天皇)の位を奪い、小松天皇(光孝天皇)に授くなり。」と、来訪した外記清原頼業の談話を記している。

この異常事態を受け、太政大臣藤原基経ら群臣じゆんが最初に擁立しようとしたのは、皇統が途絶えていた淳和直系で、承和の変[承和九年(842)]で廢太子・出家した60歳つねさだの恒貞親王だつた(保立道久 1996, 今正秀 2013, 河内祥輔 2014, 吉江崇 2015)。

恒貞親王に固辞され、次に擁立したのが55歳の時康親王(光孝天皇)で、元慶八年(884)二月四日の陽成天皇の退位から19日後、二月二十三日に即位した。光孝天皇は、その前の陽成天皇からみると祖父(文徳)の異母弟にあたる。後継の天皇としてはかなり代を遡つた皇位継承で、仁明一文徳一清和一陽成天皇と続いた皇統とは異なり、光孝一宇多一醍醐天皇の新皇統へと繋がつた(第1図)。



第1図 天皇系図と『日本三代実録』
 Fig.1 The genealogy of the Emperor's family and "Nihon Sandai Jitsuroku"

藤原基経ら群臣が擁立しようとした恒貞・時康親王はいずれも傍系で、高齢だった。光孝天皇はしかも立太子せずに即位し、この点でも異例であった(河内祥輔 2014)。貴族層からは一代限りの中継ぎの天皇が求められた、と指摘されている(保立道久 1996, 今正秀 2013, 河内祥輔 2014, 吉江崇 2015)。

傍系からの即位は異例で、光孝天皇は藤原基経に深く感謝し、自らの子に皇位を継がせることのない証しとして、即位直後の元慶八年(884)四月十三日、皇子・皇女 29 人全員(伊勢斎宮と賀茂斎院となる女子 2 人を除く)を臣籍に降下させて皇位継承資格を放棄させ、皇太子も危篤となるまで定めていなかった(河内祥輔 2014, 今正秀 2012・2014)。

仁和三年(887)七月三十日巨大地震・津波直前、光孝天皇は七月二十五日～二十七日の3日間連続、紫宸殿で相撲を観覧し、健康状態には問題がなかったとみられる(吉江崇 2015)。ところが、巨大地震・津

波から26日後に58歳で崩御した。未曾有の巨大地震・津波で五畿内七道諸国に大被害があったことが次第にわかるにつれ、自らの治世に対する天の咎徴と捉えたはずである。相次いだ活発な余震活動に加え、八月二十日の大型台風広域災害(史料 9・10)は光孝天皇に決定的な追い打ちをかけた。光孝天皇はその2日後の八月二十二日に不豫となり、八月二十六日に崩御した。二重の咎徴を天から受けたことにより、心労のあまり崩御に至ったと推定される。

仁和三年(887)七月三十日五畿内七道諸国巨大地震・津波から、最後の記事となる八月二十六日光孝天皇崩御にいたる『日本三代実録』記事のありかたは、かなり異常である。

この巨大地震の余震活動はかなり活発で、光孝天皇崩御に至る26日間で、平安京で27回の余震があった。他には、怪異(鷲, 羽蟻, 妖言)が5記事(同年八月四・八・十二・十三・十七日条), 興福寺維摩会の詔(同年八月五日条), 大地震で死去した木工寮官人の死穢による釋奠の停止(同年八月六日条), 官人(文室卷雄)卒記事(同年八月七日条), 災異払いと豊年を祈念して紫宸殿と大極殿で行った百僧供(同年八月十八日条), 大風雨・大洪水災害(同年八月二十日条), 公卿による立太子奏上(同年八月二十二日条), 任官記事(同年八月二十二日条), 源定省の親王復帰詔(同年八月二十五日条), 立太子(同年八月二十六日条)がある。七月三十日五畿内七道諸国巨大地震・津波で大被害を受けた諸国からの被害報告記事をはじめ、震災前には毎月あった諸国からの報告・申請記事がまったくない。地方の記事は載せないとする編者の強い意図がうかがわれる。

仁和三年(887)七月三十日の五畿内七道諸国巨大地震・津波(史料 8)を受け、光孝天皇がとった対応は、災害発生18日後の八月十八日に紫宸殿・大極殿で行った災異祓い、豊年記念の千僧供のみであった。具体的な対応は皇位を継いだ息子の宇多天皇がとり、それも大地震発生から323日後の翌仁和四年(888)五月二十八日(『類聚三代格』卷十七赦除事所収の同日詔)であった。

宇多天皇は光孝天皇第七皇子で、光孝天皇の崩御直前まで臣籍降下していた。仁和三年(887)八月二十二日、光孝天皇が不豫となった当日の公卿による立太子奏上を受け、八月二十五日、光孝天皇崩御前日に21歳の源定省は臣籍から親王に急遽復帰し、光孝天皇崩御当日、八月二十六日に立太子・踐祚した。そして、十一月十七日に即位した。

臣籍から復帰して即位した天皇はこれ以前にはなく、以後は宇多天皇を継いだ醍醐天皇があるのみである(今正秀 2014)。さらに、同腹の兄が二人いたことから、宇多天皇の即位は父光孝天皇以上に異例であった(遠藤慶太 2006)。一代限りの中継ぎであったはずの、光孝天皇直系の宇多天皇擁立については、宇多天皇が藤原基経妹の尚侍藤原淑子の養子となっていて、淑子を介して基経と宇多は伯父一甥の擬制的関係にあったことが宇多擁立の最大要因であり、新皇統の創出・安定化を目指すことで宇多と基経の意図が一致したと指摘されている(今正秀 2014)。

寛平元年(889)、宇多天皇が父帝に奉呈した当初の漢風諡号は「光仁」であり(『西宮記』卷十二「定先帝諡号事寛平元年八月例」)、桓武天皇父帝の当初の漢風諡号は「廣仁」であった(『類聚国史』)。その後、両天皇の漢風諡号は現在用いられている「光孝」と「光仁」にそれぞれ改められた(吉川真司 2001)。当初、両天皇の漢風諡号の読みが「こうにん」と共通することから、桓武天皇と同様に、宇多天皇は父の光孝天皇より新皇統が始まり、これを継いだことをかなり意識していたとみられる(第1図)。

光孝天皇不豫から宇多天皇即位に至る過程は、それまで例をみないものであり、光孝天皇の崩御直前に起きた仁和三年(887)五畿内七道諸国大地震・津波の影響が色濃く表れていた(拙論 2012)。

宇多天皇が陽成院を「悪主の極み」、「悪主」と呼んでいたことが知られる(『宇多天皇御記』(増補史料大成刊行会編 1965)寛平元年(889)八月十日条、同年十月廿五日条)。天皇が日記にこうした罵詈雑言を記すこと自体きわめて異例である。1歳下の陽成太上天皇に対し、宇多天皇が強い悪感情を抱き、自らの新皇統の正当性を強く意識していたことを示す。

一方、17歳の若さで藤原基経により退位させられた陽成院は、宇多天皇の治政を過ぎて存命で、天曆三年(949)に82歳と長寿を全うして崩御した。陽成院が宇多天皇に対して悪感情を抱いていたことが12世紀頃に書かれた歴史物語『大鏡』上 第五十九代宇多天皇の項にみえる。「当代(宇多天皇)は家人にはあらずや」と述べ、自分の治政下では宇多天皇が「王侍従」、「家人」だったと侮蔑したのである。

ここにも、陽成天皇の退位と宇多天皇の即位の異常性を巡る双方の屈折した心理がうかがえる。

ここで、「勅撰史書の政治性」(遠藤慶太 2006・2007)、『三代実録』の編纂は、政治的意味合いの濃い文化事業、「編纂を命じた当代天皇の正当性

の表明」(遠藤慶太 2006)という指摘に注目したい。

仁和三年(887)五畿内七道諸国巨大地震・津波(史料 8)で被害を受けた諸国からの報告は、被害の程度によってかなりばらばらであったと考えられる。貞観地震と同様、被害諸国からの報告はかなり遅れ、光孝天皇崩御後の報告もあった可能性が高い。

宇多天皇は、陽成天皇の退位という突発的な事件により、傍系から急遽即位した父光孝天皇から新たな皇統が始まり、仁和三年(887)五畿内七道諸国大地震・津波を受けてショック死した父光孝天皇の崩御を受け、臣籍から即位したという自らの前例のない即位事情を強く意識していたはずである(第1図)。したがって、自らの新皇統の始祖である父光孝天皇の治政を貶めることはできなかったとみられる。

宇多天皇が『日本三代実録』の編纂を命じたのは寛平四年(892)、即位6年目であった。阿衡の紛議(後述)の当事者であった藤原基経と橘広相はすでに薨去し、「宇多天皇は親しく政治を主導できる状況を得て、史書の編纂を命じた」と指摘されている(遠藤慶太 2006)。

『日本三代実録』の編纂に際して、清和天皇一陽成天皇と光孝天皇とは皇統が異なり、光孝天皇がその編纂を命じた宇多天皇の父である、という事情を十分考慮していたとみるべきであろう(第1図)。清和・陽成天皇が9歳の幼帝で即位したという特殊事情があるのかもしれないが、『日本三代実録』の清和・陽成天皇即位前紀が簡潔であるのに対し、光孝天皇即位前紀のみがその聡明さ、性格の良さ、天子にふさわしい人物であることなどが賞賛されているのも、こうした事情を反映しているとみることができよう。

仁和三年(887)巨大地震・津波の対応を自ら取らざるを得なかった宇多天皇にとって、父の光孝天皇治世下に起きたこの巨大地震・津波は、父に対する天の咎徴であり、『日本三代実録』の編纂にあたり、諸国からの報告を具に報告日毎に記すことは父の治世をより貶めることになり、そうした父の光孝天皇を継いだ自らの新皇統の正当性を脅かすことにも繋がる。

仁和三年(887)巨大地震・津波は五畿内七道30余国に大被害を与え、平安宮・平安京にも大被害があり(史料 8)、光孝天皇のショック死の原因となったとみられる。地方諸国記事は報告到着日や対応日に通常記載されるが、全国半数に及ぶ諸国からの被害を目立たせなくするため、中央記事と同様、諸国の被害も発生日にまとめて記載されたものと考えられる。

こうしたことから、仁和三年(887)巨大地震・津波記

事との整合性をとるため、同様に被害の大きかった貞観五年(863)越中・越後国大地震(史料 1)、貞観十一年(869)陸奥国巨大地震・津波(史料 2)、貞観十一年(869)肥後国大風雨災害(史料 3)、元慶二年(878)関東諸国大地震(史料 6)、仁和三年(887)五畿内七道諸国巨大地震・津波(史料 8)の5つの大災害は、報告日ではなく、平安宮・平安京で起きた事柄と同様の発生日に記載され、諸国からの報告記事としては異例の記載となったものと考えられる。

§ 7. 仁和四年(888)宇多天皇災異詔と阿衡の紛議

仁和四年(888)五月二十八日宇多天皇災異詔(史料 9)は、父光孝天皇の治政下に起きた仁和三年(887)七月三十日五畿内七道諸国巨大地震・津波、同年八月二十日の大型台風広域災害、自らの治政下に起きた仁和四年(887)五月八日信濃国千曲川氾濫災害を受けて、その対応策の表明として諸国に向けて発布されたものであった。

そして、この災異詔は阿衡の紛議の真つ最中に発布されたことに、十分な注意が必要である。

阿衡の紛議は、光孝天皇の急死により即位した宇多天皇が太政大臣藤原基経にどのような職務を与えるかということで起きた政争で、宇多天皇の即位まもなくよりほぼ一年間続いた。宇多天皇は即位直後、太政大臣藤原基経を初めて関白に任じた。慣例により辞表を提出した藤原基経に対し、橘広相が起草した仁和三年(887)閏十一月二十七日答勅(『政事要略』巻第卅「阿衡事」)に、「宜しく阿衡の任を以て卿の任とすべし」とあったことから、阿衡の典職(具体的な職掌)の有無、阿衡と関白の職掌との関係について議論が起こった。そして、起草者の橘広相以外の明法道・文章道博士は、阿衡は中国の宰相である三公の官名で典職はない、と勘申した。これを受け、阿衡には実権がない、と藤原基経が政治問題化させて不出仕をさらに継続し、政務が停滞した。

宇多天皇は、翌仁和四年(888)六月二日に謝罪詔を発布し、基経との間の紛争解消を確認した十月二十七日に、橘広相に公務復帰を命じて解決した。宇多天皇は、「朕遂に志を得ず」、「濁世の事、是の如し。長大息すべきなり」と、阿衡の紛議を巡る敗北感と憤懣さを露わに記している(『宇多天皇御記』仁和四年十一月三日条)。

宇多天皇の即位に伴い、太政大臣藤原基経の政治的地位をめぐるこの政争は、藤原基経の対応にあるだけではなく、宇多天皇が摂政と関白の違いを理

解していなかったことに原因があったと指摘されている(瀧浪貞子 2001・2017)。ほぼ一年間続いたこの政争の過程を論じた論文は和田英松氏(1926)以来多く、近年も瀧浪貞子氏(前掲)、米田雄介氏(2006)、神谷正昌氏(2011)、古藤真平氏(2011)、河内祥輔氏(2014)、今正秀氏(2014)、鴨野有佳梨氏(2016)などが詳しく論じられているので、参照されたい。

阪神・淡路大震災や東日本大震災発生後の混乱状況と社会変化を考えれば実に不思議なことであるが、これまで古代史研究者は阿衡の紛議を政治上の重要事件としてのみ論じ、仁和三年(887)七月三十日五畿内七道諸国巨大地震・津波(史料 8)やその直後に起きた大型台風災害(史料 9・10)、千曲川大水害(史料 9・11・12・13)との関係については、まったく考慮してこなかった。そればかりか、光孝天皇の崩御と仁和三年(887)五畿内七道諸国巨大地震・津波、その直後の大型台風広域災害との関係すら言及されてこなかった。これら大災害が政治・行政・民政などに与えた影響が等閑視されてきたと言ってもよい。災害史に一章を設けて特論した川尻秋生氏(2008)などを除けば、これら大災害は古代史の通史的概説書や論文にはほとんどふれられていない。光孝・宇多朝の歴史像を構築する上で、これら巨大災害の影響を政治・行政・民政などを含め、多角的に検討することは、避けて通ることはできないであろう。

歴史考古学を専門とする筆者のとて及ぶところではないが、『政事要略』巻第卅「阿衡事」にみえる『宇多天皇御記』仁和四年(888)五月十五日条所引の太政大臣藤原基経奏上(史料 15)に注目したい。

【史料 15】『宇多天皇御記』仁和四年(888)五月十五日太政大臣藤原基経奏上

「御日記云、仁和四年五月十五日、太政大臣進_レ奏状_一称、可_レ被_レ定_一行_レ雑務_一事、太政官奏事、右国家之事、一日万機。而自_一去年八月_一迄_一于今日_一、未_レ奏_一太政官所_レ申之政_一云々」。

書き下し文は、「御日記に云わく、仁和四年五月十五日、太政大臣奏上を進めて称はく、雑務を定め行わるべき事、太政官奏事、右国家の事にて、一日万機なり。而して去年八月より今日迄、未だ太政官申す所の政を奏さずと云々」。

藤原基経はこの奏上で、宇多天皇が践祚した仁和三年(887)八月二十六日以来、今日に至るまでの間、自分が出仕せず、内覧していないので、太政官からの天皇への奏上がなされていないと述べている。

この史料 15 にもとづき、阿衡の紛議が表面化する

3ヶ月以前より藤原基経が官奏を見ていなかったと推定されている(米田雄介 2006)。

太政大臣藤原基経の長期不出仕はこれが二度目で、これ以前には陽成天皇の元服後に2年近く出仕していなかった。9歳で即位した陽成天皇は、元慶六年(882)正月二日、15歳で元服した。藤原基経はこれ以降再三にわたり摂政を辞する表を進上し、里第(堀川第)に引きこもって太政官政務が停滞した。『日本三代実録』元慶七年(883)十月九日条に、「是より先、太政大臣頻りに表を抗し、摂政を停めむと請ふ。月を累ねて視ざる事、勅遂に聴かず。是の日、弁・史堀河辺の第(邸宅)に参り、庶事を白す。」と記されていることから、長期出仕していない藤原基経が里第で官奏を見た、と指摘されている(神谷正昌 2011)。

宇多天皇踐祚直後からの不出仕が陽成天皇元服後の不出仕とは異なり、米田雄介氏(2006)のご指摘のように藤原基経が里第でもまったく官奏を見ていない状態だとすれば、これはきわめて重要なことである。父光孝天皇の治政下に起きた仁和三年(887)七月三十日五畿内七道諸国大地震・津波、同年八月二十日の台風災害についての諸国からの被害報告を初め、仁和四年(888)五月八日信濃国千曲川氾濫災害の被害報告すら、宇多天皇に太政官から奏上されていなかった可能性があることになるからである。

阿衡の紛議の最中、仁和四年(888)五月十五日の太政大臣藤原基経奏上(史料 15)を受け、宇多天皇は太政官に命じて急遽調べさせ、その十三日後、五月二十八日の災異詔(史料 9)発布となったというのが実情ではなかっただろうか。阿衡の紛議が問題化した仁和三年(887)閏十一月二十七日答勅(『政事要略』卷卅「阿衡事」)以降、初めて出された詔がこの災異詔であったことは、もっと注目すべきである。

そして、阿衡の紛議が問題化してから初めて出された太政官符は、『類聚三代格』七 諸司并公文事所収の仁和四年(888)六月廿三日太政官符となる。これは同年五月二十八日宇多天皇災異詔(史料 9)よりもさらに遅れ、同年六月二日の宇多天皇謝罪宣命詔書が出された以降となる。謝罪宣命詔書が出された後によく太政官符が出されるようになり、停滞していた政務が動き始めた状況がうかがえる。

こうした宇多朝発足直後からの政務の停滞状況からみて、仁和三年(887)七月三十日五畿内七道諸国巨大地震・津波の災害対応の遅れ(巨大地震・津波発生から323日後)も、阿衡の紛議を考慮に入れる必要がある。『養老令』公式令一詔書式には、詔の位署

筆頭に太政大臣が位署するよう定められている。阿衡の紛議の真つ最中で、藤原基経が出仕していないので、この災異詔には筆頭に位署されるべき「太政大臣藤原基経」の位署がないか、あるいは基経が里第でこの重要な詔だけは位署したのかもしれない。いずれにせよ、異例の詔となったことに間違いない。

仁和三年(887)七月三十日五畿内七道諸国巨大地震・津波(史料 8・9)は、66か国中の30余諸国に大災害を与え(史料 9)、復興にもかなりの時間を要したはずである。宇多朝当初からの太政大臣藤原基経の政務放棄も、権力闘争だけではなく、大震災の後始末に嫌気がさしたのかもしれない。阿衡の紛議やその後の寛平の治など宇多朝の政治状況については、災害史の観点からも十分考慮して研究がなされるべきである。

§8. おわりに

前稿をもとに、『日本三代実録』にみえる五大災害記事についてさらに検討した。この五大災害記事は、①貞観五年(863)越中・越後国大地震、②貞観十一年(869)陸奥国大地震・津波、③貞観十一年(869)肥後国大風雨・六郡冠水大災害、④元慶二年(878)関東諸国大地震、⑤仁和三年(887)五畿内七道諸国大地震・津波の5つである。このうち地震との複合災害とする説のある③については、これが地震ではなく、大型台風・高潮災害であることを明らかにした。

多数の死者が出た大災害であるこれら五大災害記事は、いずれも発生日に記され、地方諸国記事にあって例外的な存在であったことを明らかにし、それが⑤の発生から26日後の光孝天皇の崩御、光孝天皇から新たな皇統が始まり、それを強く意識して臣籍から異例の即位をした次の宇多天皇の『日本三代実録』の編纂指示に関連するとみられることを指摘した。

また、⑤及びその後の大型台風、千曲川大氾濫災害の復興を命じた宇多天皇災異詔については、宇多朝の発足直後に起きた阿衡の紛議の最中に出された異例の詔であり、光孝・宇多朝の政治史は災害史の観点からの検討も必要であることを指摘した。

謝辞

鈴木拓也氏・相澤秀太郎氏(古代史)には、多くの御教示をいただくとともに、論文の入手についても御配慮いただいた。阿衡の紛議の最新研究状況について、古藤真平氏(古代史)に御教示いただきました。また、本誌匿名査読氏のご指摘に基づき、改善され

た点が多くあった。記して感謝の意を表します。

対象地震：863年越中・越後国大地震，869年陸奥国貞観大地震・津波，878年関東諸国大地震，887年五畿内七道諸国大地震・津波

文献

- 浅井希，2014，相模国分寺の罹災，季刊考古学，129，78-80
- 荒井秀紀，2013，古代史料にみる地震—『理科年表』の「地震年代表」にふれて—，高橋一夫・田中広明編，古代東国の考古学2 古代の災害復興と考古学，81-102，高志書院
- 石橋克彦，1999，文献史料からみた東海・南海巨大地震，地学雑誌，108-4，399-423
- 石橋克彦，2000，887年仁和地震が東海・南海巨大地震であったこと確かからしき，地球惑星科学連合会予稿集，SI-07
- 石橋克彦，2014，叢書 震災と社会 南海トラフ巨大地震—歴史・科学・社会，岩波書店
- 井上公夫，2010，八ヶ岳大月川岩層なだれ(887)によって形成され，302日後に決壊した天然ダム，歴史地震，25，134-135，歴史地震研究会
- 今泉隆雄 2011，古代東北地方の大震災—貞観大地震を中心として—，いわきヒューマンカレッジいわき学部』(2011年9月16日いわき市生涯学習プラザ講演資料)
- 今村明恒，1934，三陸沿岸に於ける過去の津浪に就て，地震学研究所彙報別冊，1，1-16
- 宇佐美龍夫，2003，最新版 日本被害地震総覧 416—2001，東京大学出版会
- 遠藤慶太，2006，平安勅撰史書研究，皇學館大学出版部
- 遠藤慶太，2007，勅撰史書の政治性，歴史学研究，826，10-17
- 大岡実，1991，第八 相模，角田文衛編，新修 国分寺の研究 第二巻 畿内と東海道，251-299，吉川弘文館
- 神谷正昌，2011，阿衡の紛議と藤原基経の関白，続日本紀研究，393，1-17，続日本紀研究会
- 鴨野有佳梨，2016，阿衡の紛議における「奉昭宣公書」，日本歴史，816，1-16
- 川尻秋生，2008，全集日本の歴史第4巻 平安時代 揺れ動く貴族社会，小学館
- 北村優季，2012，平安京の災害史 都市の危機と再生，歴史文化ライブラリー345，吉川弘文館
- 京都大学文学部国語学国文学研究室編，1968，諸本集成 和名類聚抄(本文編)，臨川書店
- 日下部正雄，1960，史料からみた西日本の気象災害 第2報 台風，天気，9，16-21，日本気象協会
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団編，自然災害と考古学 災害復興をぐんまの遺跡から探る，上毛新聞社
- 河内祥輔，2014，古代政治史における天皇制の論理 [増補版]，吉川弘文館
- 古藤真平，2011，『政事要略』阿衡事所引の『宇多天皇御記』—その基礎的考察—，日本研究，44，355-376，国際日本文化研究センター
- 今正秀，2012，藤原良房 天皇制を安定に導いた摂関政治，日本史リブレット 015，山川出版社
- 今正秀，2013，敗者の日本史 5 摂関政治と菅原道真，吉川弘文館
- 今正秀，2014，阿衡問題考，日本史研究，621，1-24，日本史研究会
- 斎野裕彦，2012，仙台平野中北部における弥生時代・平安時代の津波痕跡と集落動態，東北地方における環境・生業・技術に関する歴史動態的総合研究 研究成果報告書 I，225-257，東北芸術工科大学東北文化研究センター
- 佐々木恵介，2011，天皇の歴史 6 天皇と摂政・関白，講談社
- 地震調査研究推進本部 地震調査委員会 2004，伊勢原断層の長期評価について，http://www.hiroi.iii.u-tokyo.ac.jp/index-genzai_no_sigo-to-katudanso-isehara.pdf
- 鈴木琢郎，2013，九世紀城柵の災害史料，第39回古代城柵官衙遺跡検討会—資料集—，115-130，古代城柵官衙遺跡検討会
- 増補史料大成刊行会編，1965，宇多天皇御記，増補史料大成 第一巻 歴代宸記，1-21
- 高井佳弘，2013，弘仁の地震と上野国の瓦葺き建物，高橋一夫・田中広明編，古代東国の考古学 2 古代の災害復興と考古学，183-202，高志書院
- 高濱信行ほか，1998，新潟県における歴史地震の液状化跡(その一)，新潟大学積雪地域災害研究センター研究年報，20，1-24
- 武田祐吉・佐藤健三，2009，書き下し 日本三代実録 上巻，戎光祥出版

- 瀧浪貞子, 2001, 阿衡の紛議—上皇と摂政・関白, 史窓, 58, 37-51, 京都女子大学史学会
- 瀧浪貞子, 2009, 陽成天皇廃位の真相—摂政と上皇・国母—, 朧谷壽・山中章編, 平安京とその時代, 53-74, 思文閣出版
- 瀧浪貞子, 2017, ミネルヴァ日本評伝選 藤原良房・基経, ミネルヴァ書房
- 田中広明, 2012, 弘仁の大地震と地域社会, 埼玉県埋蔵文化財調査事業団研究紀要, 26, 27-48
- 仁藤智子, 2000, 固関儀の展開と王権—平安時代における王権の権力構造の一分析—, 平安初期の王権と官僚制, 160-198, 吉川弘文館
- 原明芳, 2012, 発掘調査からみた仁和の洪水, 長野県立博物館研究紀要, 18, 93-111
- 菱沼一憲 1997, 史跡相模国分寺跡出土の水煙について, えびなの歴史 海老名市史研究, 9, 46-49
- 藤原治他, 2013, 元島遺跡周辺(静岡県磐田市)で見られる4世紀から中世にかけての津波堆積物, 歴史地震, 28, 145
- 保立道久, 1996, 平安王朝, 岩波新書 469
- 保立道久, 2011, 貞観津波と大地動乱の九世紀, 季刊東北学, 28, 74-94
- 保立道久, 2012, 歴史の中の大地動乱—奈良・平安の地震と天皇, 岩波新書 1381
- 松田時彦他, 1988, 伊勢原断層(神奈川県)の試錐による地下調査 過去約 7000 年間の堆積環境と元慶 2 年地震の変位, 東京大学地震研究所彙報, 63, 145-182
- 光谷拓実, 2000, 自然災害長野県八ヶ岳崩落は八八七年と確定, 埋蔵文化財ニュース, 100, 15, 奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター
- 森俊勇・坂口哲夫・井上公夫編著, 2011, 第 2 章 2002 年以後に判明した主な天然ダム災害, 日本の天然ダムと対応策, 35-124, 古今書院
- 柳澤和明, 2012, 『日本三代実録』より知られる貞観十一年(八六九)陸奥国巨大地震・津波の被害とその復興, 歴史, 119, 27-58, 東北史学会
- 柳澤和明, 2013a, 発掘調査より知られる貞観十一年(八六九)陸奥国巨大地震・津波の被害と復興, 史林, 96-1, 5-41, 京都大学史学研究会
- 柳澤和明, 2013b, 災害と向き合い歴史に学ぶ—貞観十一年陸奥国巨大地震・津波とその復興—, 条里制・古代都市研究, 28, 5-23, 条里制・古代都市研究会
- 柳澤和明, 2013c, 発掘調査からみた貞観 11 年(869)陸奥国巨大地震の被害と復興, 宮城考古学, 15, 81-98, 宮城県考古学会
- 柳澤和明, 2013d, 貞観地震による多賀城・多賀城廃寺・陸奥国分寺の被害とその復興, 高橋一夫・田中宏明編, 古代の災害復興と考古学, 25-46, 高志書院
- 柳澤和明, 2013e, 貞観地震の被害とその復興—研究の現状と課題—, 日本の科学者, 48-7, 18-23, 日本科学者会議編, 本の泉社
- 柳澤和明, 2016a, 貞観地震・津波の発生時刻, 潮汐の影響, 記事の特異性についての一考察, 東北歴史博物館研究紀要, 17, 31-42, <http://www.thm.pref.miyagi.jp/issue/index.php>
- 柳澤和明, 2016b, 九世紀の地震・津波・火山災害, 鈴木拓也編, 東北の古代史 第4巻 三十八年戦争と蝦夷政策の転換, 158-187, 吉川弘文館
- 柳澤和明, 2016c, 貞観地震・津波の発生時刻, 潮汐の影響, 記事の特異性, 歴史地震研究会大槌大会予稿集, 23, 歴史地震研究会
- 柳澤和明, 2017, 貞観地震・津波に学ぶ 陸奥国はいかに復興を遂げたか, 伊藤毅, フェデリコ・スカローニ, 松田法子編, 危機と都市 Along the water; urban natural crises between Italy and Japan, 82-95, 左右社 (日英対訳)
- 柳澤亮, 2013, 千曲川流域を襲った古代の洪水, 高橋一夫・田中広明編, 古代東国の考古学 2 古代の災害復興と考古学, 39-66, 高志書院
- 吉江崇, 2015, 平安前期の王権と政治, 岩波講座日本歴史 4 古代 4, 1-36, 岩波書店
- 吉川真司, 2001, 後佐保山陵, 続日本紀研究, 331, 18-33, 続日本紀研究会
- 吉田東伍, 1906, 貞観十一年陸奥府城の震動洪溢, 歴史地理, 8-12, 1-8, 歴史地理学会
- 米田雄介, 2006, 太政大臣の系譜—摂関制の成立—, 摂関制の成立と展開, 64-121, 吉川弘文館
- 和田英松, 1921, 藤原基経の廃立, 中央史壇, 2-5, 20-30, 国史講習会
- 和田英松, 1926, 藤原基経阿衡に就て, 中央史壇, 12-4, 1-32, 国史講習会
- 渡邊偉夫 1985, 日本被害津波総覧, 東京大学出版会